

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成25年5月



ペプチドリーム株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式2,568,020千円(見込額)の募集及び株式1,892,800千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式737,100千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成25年5月8日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ペプチドリーム株式会社

東京都目黒区駒場四丁目6番1号

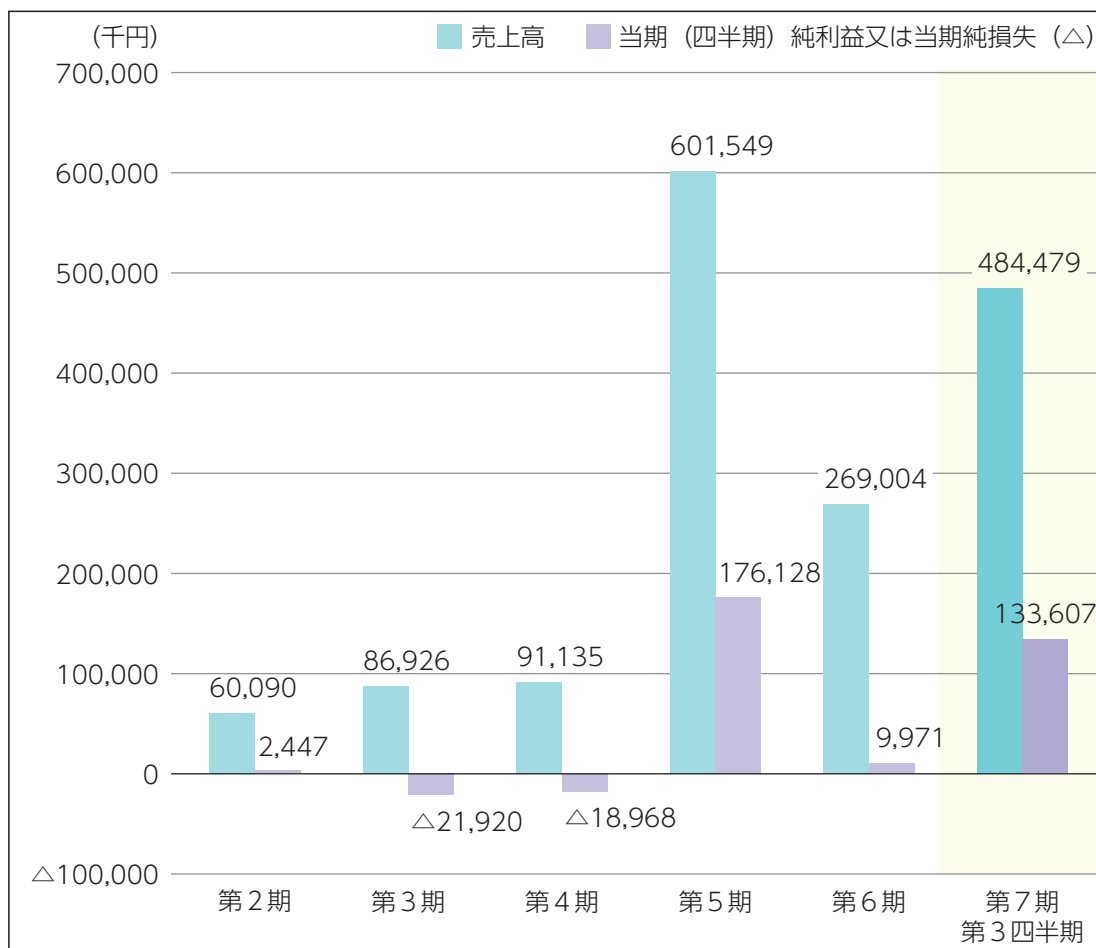
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。なお、本書において使用される専門用語につきましては、*印を付けて「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3事業の内容」に用語解説を設け、説明しております。

01 事業の概況

平成17年9月に、株式会社東京大学エッジキャピタル（UTEC）及び株式会社東京大学TLO（CASTI）の紹介にて、菅裕明（当社のコア技術・フレキシザイムの開発者であり、現当社社外取締役）と窪田規一（現当社代表取締役）が出会いました。技術的には伍していても、事業としては欧米の後塵を拝し、閉塞感のある日本のバイオ業界の現状に対し、新しい創薬の方向について語り合い、お互いに一つの夢を共有するに至りました。「日本発・世界初の新薬を創出し社会に貢献したい」という共通の夢から、バイオ創薬における独創的な製薬メーカーに成長することを標榜し、平成18年7月に東京大学駒場先端科学技術研究センターの国際・産学共同研究センターにて当社は設立されました。そして、「フレキシザイム技術」に始まる独自の知的財産の強みを最大限に生かしたビジネスモデルを構築することができました。

当社は、当社のモットーである“**Our Dreams can come TRUE!**”に沿って「日本発・世界初の新薬を創出し社会に貢献したい」という夢に向かって着実に歩んでおります。

売上高／当期（四半期）純利益又は当期純損失（△）

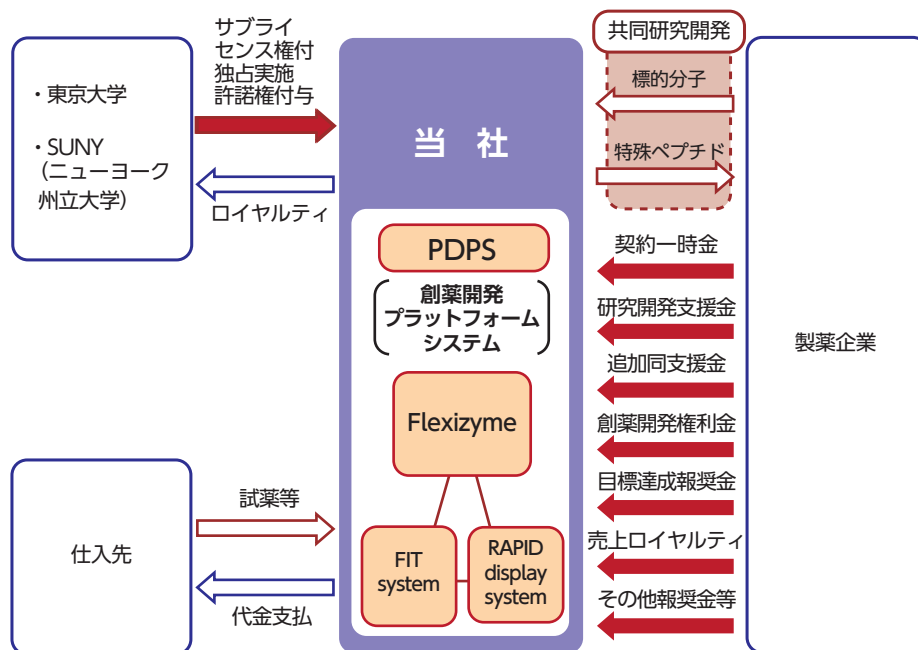


02 事業の内容

当社は、当社独自の創薬開発プラットフォームシステムであるPDPS (Peptide Discovery Platform System) を活用して、国内外の製薬企業との共同研究開発のもと、新しい医薬品候補物質の研究開発を行っています。

当社の事業の系統図は、次のとおりです。なお、当社のセグメントはアライアンス事業のみの単一セグメントであります。

<事業系統図>



当社は、特殊ペプチド医薬に特化した事業を展開しております。「特殊ペプチド」とは、生体内タンパク質を構成する20種類のL体のアミノ酸だけではなく、特殊アミノ酸と呼ばれるD体のアミノ酸やNメチルアミノ酸等を含んだ特殊なペプチドをいいます。当社では、この特殊ペプチドから医薬品候補物質を創製することを主たる事業としております。

特殊ペプチドの特徴

これまでの医薬品の中心である低分子医薬と抗体医薬は、医薬品としての優位点と共に問題点も併せ持っております。たとえば、低分子医薬は、下表<低分子医薬・特殊ペプチド医薬・抗体医薬の分子量比較> (当社作成) のとおり、分子量 (*16) が相対的に小さく様々な種類のターゲット (標的分子) に対応できること (ターゲットの多様性) が優位点です。その一方で、ターゲットに対する結合力や特異性が劣り、標的とするターゲットに結合せずに結合すべきでないターゲットに結合してしまうことなどにより、多くの副作用を引き起こしてしまう (生体内毒性が低い) リスクが相対的に高いことが問題点となります。

一方、抗体医薬は、低分子医薬に比べてその分子量が非常に大きいため、ターゲットの多様性は低いものの、ターゲットに対する結合力や特異性に優れていることが優位点になります。しかし、その大きさゆえに細胞内のターゲットに対応できず経口投与ができないことや、生体内で免疫反応を惹起してしまう (生体が異物と判断してしまう) リスクが相対的に高いことなどの問題点も数多く存在します。

低分子医薬や抗体医薬に比べて、特殊ペプチドは、分子量で評価すると低分子医薬よりやや大きい程度であることや、前述の物質的な特性から、下表<低分子医薬・抗体医薬・特殊ペプチド医薬の特性（能力）比較>（当社作成）のとおり、従来の低分子医薬や抗体医薬の問題点を低減しながら、同時に双方の優位点を実現できる可能性があります。

<低分子医薬・特殊ペプチド医薬・抗体医薬の分子量比較> ※当社作成

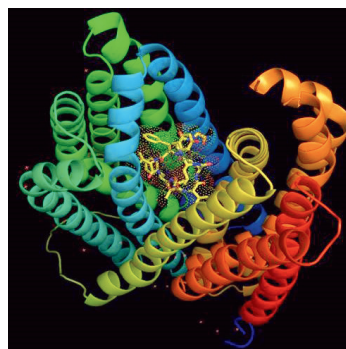
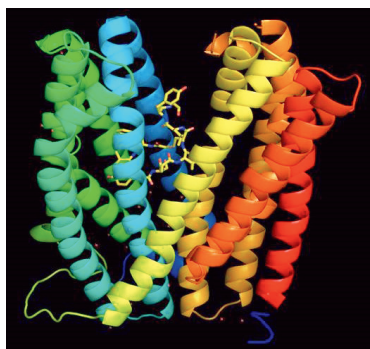
	低分子医薬	特殊ペプチド医薬	抗体医薬
分子量 (Da)	50 ~ 1,000	500 ~ 2,000	50,000 ~ 150,000

<低分子医薬・抗体医薬・特殊ペプチド医薬の特性（能力）比較> ※当社見解に基づく／当社作成

相対的な特徴	低分子医薬	抗体医薬	特殊ペプチド医薬
迅速な研究開発が可能	×	○	○
ターゲットに対する強い結合力	×	○	○
ターゲットに対する強い特異性	×	○	○
生体内毒性が低い	×	○	○
タンパク・タンパク阻害反応	×	○	○
高い生体内安定性	×	○	○
ターゲットの多様性の多さ	○	×	○
細胞内のターゲットに対応	○	×	○
経口投与が可能	○	×	?
大量製造の容易さ	○	×	△
迅速な商品（製剤）化	○	×	△
低い生体内免疫反応性	○	×	○

(注) 「○」は備える又は優れると思われる能力 / 「△」は備えると期待される能力
「×」は備えていない又は劣ると思われる能力 / 「？」は不明な能力

<特殊ペプチドの結合：標的分子の内側に潜り込んで絡みついて結合している様子>



※Suga & Nureki Lab.データ

上図はターゲットタンパクに対する特殊ペプチドのX線結晶構造解析結果です。特殊ペプチドはターゲットタンパクの表面ではなく内側に潜り込み絡み付くように結合しているのがわかります。

特殊ペプチドは、創薬ターゲットタンパクの特徴に合わせて、特異性の高い強固な複数の結合形態をとることができる多様性を持った医薬品候補物質とすることができます。

また、この特徴を生かしてDDS製剤（*18）の開発をすることも可能であり、当社では自社パイプライン（*19）の一環として、先端研究開発のテーマとして研究開発を進めております。

創薬開発プラットフォームシステム

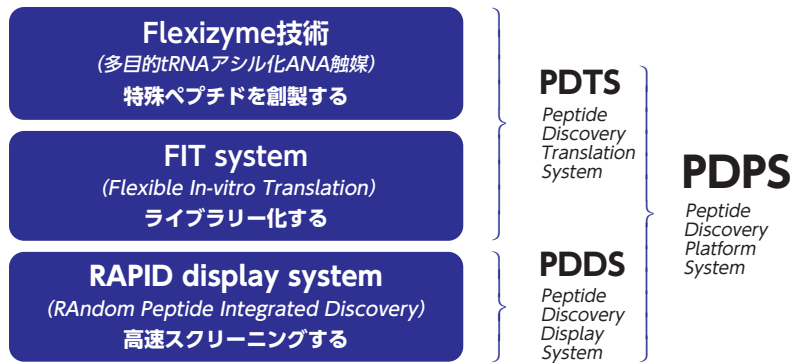
PDPS (Peptide Discovery Platform System)

これまで、特殊ペプチドの特徴である特殊アミノ酸 (*20) を組み込んで医薬品候補物質として活用するためには、多くの時間や労力を要し、容易ではありませんでした。

また、生体（細胞）がペプチドを作るときに組み込めるアミノ酸の種類は20種類の天然型アミノ酸に限られているため、無細胞翻訳系 (*21) によっても合成することができませんでした。

当社は、それらの問題点を解決し、特殊ペプチドを大規模な創薬ライブラリー (*22) として構築できる技術・システムを開発しました。

＜当社の創薬開発プラットフォームシステムの概念図＞



ア. フレキシザイム (Flexizyme) について

当社のフレキシザイム技術は、今まで無細胞翻訳系により組み込むことが困難であった特殊なアミノ酸を簡単に、そして迅速にペプチド合成の中に組み込むことを可能にした独自の技術です。

特殊なアミノ酸を組み込んだペプチドを創製することが容易になったことで特殊ペプチドは生体内における安定性が増し、分解されにくいという特質を活かして医薬品としての作用を発揮する素地の一つを整えることになりました。さらに、細胞膜の透過性を高めることにより、細胞内の標的をターゲットにすることもできるようになりました。

イ. FIT (Flexible In-vitro Translation) システムについて

次にFITシステムですが、フレキシザイム技術で創製できるようになった特殊ペプチドを下表＜医薬品候補物質の多様性の比較＞（当社作成）のとおり、FITシステムにより多様性（数や種類）を持ったライブラリーとして構築することができるようになりました。

低分子医薬のライブラリーの多様性を1としたとき、おおよその値として、抗体医薬はその1万倍程度の多様性を持ち、特殊ペプチドは低分子医薬の1億倍程度の多様性を持っています。ライブラリーの多様性は、医薬品としての候補物質を含んでいる可能性を高めるため、多様性が大きくなればなるほど、医薬品候補物質発見の可能性も高くなります。この多様性の比較からも、当社の特殊ペプチドライブラリーは、まだ見ぬ医薬品候補物質を生み出す大きな可能性を持っているものと考えております。

＜医薬品候補物質の多様性の比較＞ ※当社作成

ライブラリーの種類	多様性	多様性の比較
低分子医薬	$10^4 \sim 10^5$	1
抗体医薬	$10^8 \sim 10^{10}$	10,000
特殊ペプチド医薬	$10^{12} \sim 10^{14}$	100,000,000

(注) 「多様性の比較」は左記「多様性」における下端の値をとっております。

ウ. RAPID (RAndom Peptide Integrated Discovery) ディスプレイシステムについて

RAPIDディスプレイシステムは、特殊ペプチドを短期間でスクリーニング (*28) できる高速のスクリーニングシステムです。

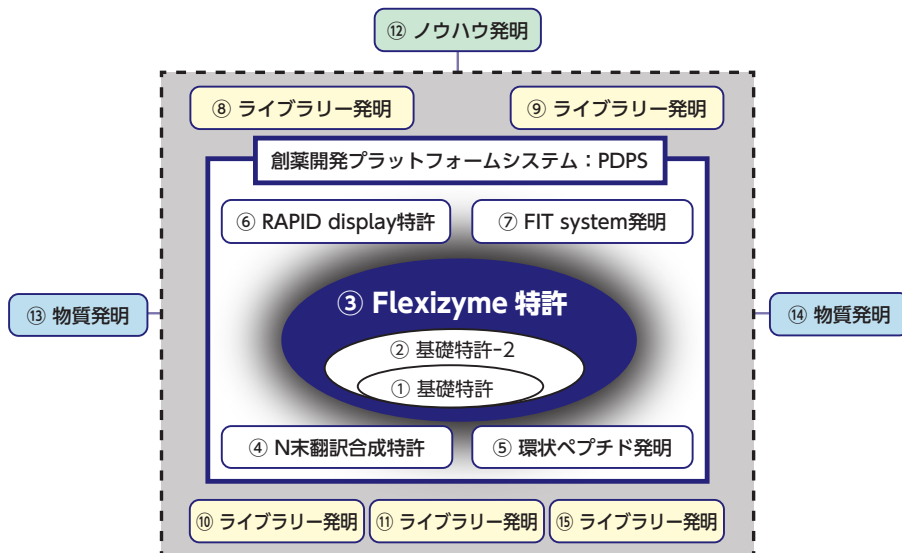
従来のライブラリーに比べて格段の多様性を持っている特殊ペプチドライブラリーを活用するためには、数千億から兆単位の数の特殊ペプチドを効率的かつ高速、正確にスクリーニングする必要があります。RAPIDディスプレイシステムは、無細胞翻訳系において合成された特殊ペプチドの特徴を生かして、ターゲットタンパクに対して結合力・特異性・選択性の秀でた特殊ペプチドを短期間でスクリーニングできる高速のスクリーニングシステムです。

エ. PDPS (Peptide Discovery Platform System) について

当社は、フレキシザイム技術とFitシステムを組合せ、多様性を持つ特殊ペプチドライブラリーを構築することができるシステム：PDS (Peptide Discovery Translation System) を作り上げ、さらに特殊ペプチドライブラリーを高速スクリーニングすることを目的として開発したRAPIDディスプレイシステムをPDDS (Peptide Discovery Display System) と位置付け、この3つの独自技術・システムを組み合わせた独自の創薬開発プラットフォームシステム：PDPS (Peptide Discovery Platform System) を構築しました。

PDPSを支える知的財産権 (特許等) について

<当社の特許ポートフォリオの概念図>



当社の特許ポートフォリオは、③ (及び①・②) の特許をコアにして、周囲を取り囲むように関連する複数の特許・発明 (④・⑤・⑥・⑦) で固めることにより、特許 (技術) が単独のものとして孤立することなく、当社の創薬開発プラットフォームシステム (PDPS) が「システム」として機能するように設計しております。

さらに、この創薬開発プラットフォームシステム (PDPS) の特許・発明群を各種ライブラリーの発明 (⑧・⑨・⑩・⑪・⑮) が取り囲む形にすることにより、特許ポートフォリオは同心円状に特許・発明を強化することが可能になりました。

特許等については「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 事業の特徴について ② 知的財産権 (特許等) について」をご覧ください。

当社のビジネスモデルについて

＜当社における一般的な共同研究開発契約の内容と流れ＞

契約一時金	P	A	共同研究開発フェーズ	
研究開発支援金		B		
ステップ1				
ステップ2				
ステップ3		C		
追加研究開発支援金				
実績ベースで算定		E	D	クライアント研究開発フェーズ
創薬開発権利金				
知的財産の移行権利金				
目標達成報奨金				
治験申請提出報奨金				
第1相・臨床試験開始報奨金				
第2相・臨床試験開始報奨金				
第3相・臨床試験開始報奨金				
新薬承認申請提出報奨金				
米国にて新薬承認報奨金				
欧州にて新薬承認報奨金				
日本にて新薬承認報奨金				
売上ロイヤルティ	E	E	上市	
売上達成報奨金				

当社の共同研究開発契約の特徴としては、初期のディスカバリーステップから、売上が発生する取り決めとなっていることのほかに、最初の契約締結時において契約一時金から売上ロイヤリティまでのすべての売上カテゴリー（P）に関して、それらの金額又は金額の計算方法が原則として確定的に規定されていることが挙げられます。

これまでのビジネスモデルでは、初期のディスカバリーステップは「フィージビリティスタディ」（*34）と評価され、売上が発生しないケースが多かったと認識しておりますが、当社のビジネスモデルでは、早期に売上を生み出すために上記の契約内容で契約を締結することに注力しております。

本書提出日現在、このような契約に基づくプロジェクト（*35）が28個（ただし、バックオーダー（*36）分を除く。）あり、並行して共同研究開発を進めております。

なお、これらの取り組みの中から、平成24年10月に当社で初めてのリード化合物（*37）の創製に成功し、クライアント研究開発フェーズに移行したものがあります。さらに、平成25年3月に2件目となるリード化合物の創製に成功いたしました。

さらに、当社では現在契約している製薬企業から当社の創薬開発プラットフォームシステム：PDPSを自社内に導入したいとの要望もあり、平成26年（2014年）から平成27年（2015年）にかけて技術貸与（テクノロジカルトランスファー）を前提にしたライセンスアウトも計画しております。

また、共同研究開発先とのプロジェクトとは別に、特殊ペプチドの特性を活かした自社のパイプラインの研究開発も進めているところであります。

03 業績等の推移

●主要な経営指標等の推移

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期 第3四半期
決算年月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年3月
売上高 (千円)	60,090	86,926	91,135	601,549	269,004	484,479
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	2,612	△19,737	△18,678	343,454	△21,548	169,317
当期 (四半期) 純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	2,447	△21,920	△18,968	176,128	9,971	133,607
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	30,000	105,000	106,000	108,750	108,750	407,750
発行済株式総数 (株)	82,000	92,000	96,000	107,000	107,000	11,226,300
純資産額 (千円)	37,550	165,629	148,661	333,357	327,279	1,058,169
総資産額 (千円)	40,336	219,625	160,518	660,714	405,869	1,318,150
1株当たり純資産額 (円)	457.93	1,800.32	1,548.55	30.87	30.30	93.98
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	150 (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	29.84	△239.98	△206.16	16.71	0.93	12.18
潜在株式調整後1株当たり 当期 (四半期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	93.1	75.4	92.6	50.0	79.9	80.0
自己資本利益率 (%)	6.7	—	—	73.5	3.0	19.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	9.0	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	425,624	△150,484	219,529
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△95,447	△56,766	△44,653
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	5,678	△16,050	589,216
現金及び現金同等物の期末 (四半期末) 残高 (千円)	—	—	—	460,187	229,227	1,015,177
従業員数 (名)	2	7	10	11	25	—

- (注) 1. 第2期及び第3期の売上高には消費税等が含まれており、第4期、第5期、第6期及び第7期第3四半期の売上高には消費税等が含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第6期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成25年2月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。上記会計基準の適用により第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第2期、第5期及び第6期においては新株予約権の残高が存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、第3期及び第4期においては1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 第3期及び第4期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第4期まではキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。
8. 第5期及び第6期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第2期、第3期及び第4期の財務諸表については、監査を受けておりません。なお、第7期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。
9. 従業員数は、就業人数であり、使用人兼務役員は含まれておりません。
10. 第7期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第7期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率、自己資本利益率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第7期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
11. 当社は、平成25年2月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書 (Iの部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第2期、第3期及び第4期の数値 (1株当たり配当額についてはすべての数値) については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期 第3四半期
決算年月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年3月
1株当たり純資産額 (円)	4.58	18.00	15.49	30.87	30.30	93.98
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	1.50 (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	0.30	△2.40	△2.06	16.71	0.93	12.18
潜在株式調整後1株当たり 当期 (四半期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	7
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	8
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	32
5 【従業員の状況】	32
第2 【事業の状況】	33
1 【業績等の概要】	33
2 【生産、受注及び販売の状況】	36
3 【対処すべき課題】	37
4 【事業等のリスク】	39
5 【経営上の重要な契約等】	46
6 【研究開発活動】	48
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	49
第3 【設備の状況】	51
1 【設備投資等の概要】	51
2 【主要な設備の状況】	51
3 【設備の新設、除却等の計画】	51

第4	【提出会社の状況】	52
1	【株式等の状況】	52
2	【自己株式の取得等の状況】	61
3	【配当政策】	61
4	【株価の推移】	61
5	【役員の状況】	62
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	64
第5	【経理の状況】	68
1	【連結財務諸表等】	69
2	【財務諸表等】	70
第6	【提出会社の株式事務の概要】	108
第7	【提出会社の参考情報】	109
1	【提出会社の親会社等の情報】	109
2	【その他の参考情報】	109
第四部	【株式公開情報】	110
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	110
第2	【第三者割当等の概況】	111
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	111
2	【取得者の概況】	113
3	【取得者の株式等の移動状況】	113
第3	【株主の状況】	114

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月8日
【会社名】	ペプチドリーム株式会社
【英訳名】	PeptiDream Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 窪田 規一
【本店の所在の場所】	東京都目黒区駒場四丁目6番1号
【電話番号】	03-3485-7707
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 関根 喜之
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区駒場四丁目6番1号
【電話番号】	03-3485-7707
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 関根 喜之
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 2,568,020,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,892,800,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 737,100,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、 有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,660,000 (注) 2.	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 平成25年5月8日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成25年5月22日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成25年5月8日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 355,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資、グリーンシェーアオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

平成25年5月31日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成25年5月22日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,660,000	2,568,020,000	1,389,752,000
計（総発行株式）	1,660,000	2,568,020,000	1,389,752,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年5月8日開催の取締役会決議に基づき、平成25年5月31日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,720円～1,920円）の平均価格（1,820円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は3,021,200,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成25年6月3日(月) 至 平成25年6月6日(木)	未定 (注) 4.	平成25年6月10日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成25年5月22日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年5月31日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年5月22日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年5月31日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成25年5月8日開催の取締役会において、平成25年5月31日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成25年6月11日(火) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成25年5月24日から平成25年5月30日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年6月10日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
丸三証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目5番2号		
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	—	1,660,000	—

- (注) 1. 平成25年5月22日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年5月31日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,779,504,000	24,000,000	2,755,504,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,720円～1,920円）の平均価格（1,820円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

当社の事業セグメントは、国内外の製薬会社とのアライアンス事業（共同研究開発事業）のみであります。今後の当社の事業戦略としては、(A) 現行アライアンス事業の更なる強化のための設備投資と (B) アライアンス事業の一環として推進している自社パイプライン（新薬候補品）開発のための新規研究設備への投資を計画しております。

上記の差引手取概算額2,755,504千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額594,412千円と合わせて、その全額を上記 (A) 現行アライアンス事業の更なる強化のための設備投資及び (B) 新規研究設備投資、またそれらに関連する経費に充当する予定であります。

その充当時期については、アライアンス事業の進捗状況並びに自社パイプライン開発の進捗状況に合わせて、現行アライアンス事業の更なる強化のための設備投資として平成26年6月期に55,000千円、自社パイプライン（新薬候補品）開発の設備投資として平成27年6月期に780,000千円、平成28年6月期に1,100,000千円、また自社パイプライン（新薬候補品）開発に関連する経費として平成26年6月期に45,400千円、平成27年6月期に208,000千円、平成28年6月期に703,000千円を充当し、残額は平成29年6月期までに充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成25年5月31日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,040,000	1,892,800,000
			東京都大田区 内田 栄太郎 400,000株
			東京都目黒区 窪田 規一 200,000株
			東京都文京区 菅 裕明 200,000株
			東京都杉並区 リード・パトリック 200,000株
			東京都世田谷区 村上 裕 40,000株
計（総売出株式）	—	1,040,000	1,892,800,000

- （注）
1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
 3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,720円～1,920円）の平均価格（1,820円）で算出した見込額であります。
 4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
 5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
 6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
 7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成25年 6月3日(月) 至 平成25年 6月6日(木)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成25年5月31日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による 売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によら ない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	405,000	737,100,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 405,000株
計(総売出株式)	—	405,000	737,100,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成25年5月8日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 355,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資、グリーンシュエーオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,720円～1,920円）の平均価格（1,820円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1.	自 平成25年 6月3日(月) 至 平成25年 6月6日(木)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資、グリーンシュアオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である窪田規一（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年5月8日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式355,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 355,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成25年6月27日(木)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成25年5月22日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成25年5月31日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、同じくこれに関連して、主幹事会社が借入れ株式の返還に必要な株式の一部を取得するために、主幹事会社は50,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュアオプション」という。）を、平成25年6月20日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

主幹事会社は、平成25年6月11日から平成25年6月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社が、上記シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、主幹事会社は本件第三者割当増資に係る割当に応じることにより当社普通株式を取得し、さらに不足が生じる場合には、その不足分についてグリーンシュアオプションを行使することにより当社普通株式を取得する予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出に関連して、売出人かつ貸株人である窪田規一、売出人である菅裕明、リード・パトリック、内田栄太郎、村上裕、笹岡三千雄は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）より起算して6ヶ月を経過する日（平成25年12月10日）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出、オーバーアロットメントによる売出のために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の2倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年5月8日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月
売上高 (千円)	60,090	86,926	91,135	601,549	269,004
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	2,612	△19,737	△18,678	343,454	△21,548
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	2,447	△21,920	△18,968	176,128	9,971
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	30,000	105,000	106,000	108,750	108,750
発行済株式総数 (株)	82,000	92,000	96,000	107,000	107,000
純資産額 (千円)	37,550	165,629	148,661	333,357	327,279
総資産額 (千円)	40,336	219,625	160,518	660,714	405,869
1株当たり純資産額 (円)	457.93	1,800.32	1,548.55	30.87	30.30
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	150 (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	29.84	△239.98	△206.16	16.71	0.93
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	93.1	75.4	92.6	50.0	79.9
自己資本利益率 (%)	6.7	—	—	73.5	3.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	9.0	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	425,624	△150,484
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△95,447	△56,766
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	5,678	△16,050
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	460,187	229,227
従業員数 (名)	2	7	10	11	25

(注) 1. 第2期及び第3期の売上高には消費税等が含まれており、第4期、第5期及び第6期の売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 第6期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成25年2月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。上記会計基準の適用により第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第2期、第5期及び第6期においては新株予約権の残高が存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、第3期及び第4期においては1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 第3期及び第4期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第4期まではキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。
8. 第5期及び第6期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第2期、第3期及び第4期の財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 従業員数は、就業人数であり、使用人兼務役員は含まれておりません。
10. 当社は、平成25年2月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第2期、第3期及び第4期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月
1株当たり純資産額 (円)	4.58	18.00	15.49	30.87	30.30
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	1.50 (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	0.30	△2.40	△2.06	16.71	0.93
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

平成17年9月に、株式会社東京大学エッジキャピタル（UTEC）及び株式会社東京大学TLO（CASTI）の紹介にて、菅裕明（当社のコア技術・フレキシザイムの開発者であり、現当社社外取締役）と窪田規一（現当社代表取締役）が出会いました。技術的には伍していても、事業としては欧米の後塵を押し、閉塞感のある日本のバイオ業界の現状に対し、新しい創薬の方向について語り合い、お互いに一つの夢を共有するに至りました。「日本発・世界初の新薬を創出し社会に貢献したい」という共通の夢から、バイオ創薬における独創的な製薬メーカーに成長することを標榜し、平成18年7月に東京大学先端科学技術研究センターの国際・産学共同研究センターにて当社は設立されました。そして、「フレキシザイム技術」に始まる独自の知的財産の強みを最大限に生かしたビジネスモデルを構築することができました。

当社は、当社のモットーである“**Our Dreams can come TRUE !**”に沿って「日本発・世界初の新薬を創出し社会に貢献したい」という夢に向かって着実に歩んでおります。

当社設立以後の変遷は、以下のとおりであります。

年月	概要
平成18年7月	東京都千代田区において当社設立（ラボは東京大学先端科学技術研究センター内）
平成18年12月	国立大学法人東京大学とフレキシザイムを中心とした包括的な第三者へのサブライセンス権付き独占実施・許諾権を取得
平成19年5月	ニューヨーク州立大学とフレキシザイム開発に係る基本特許に関して第三者へのサブライセンス権付き独占実施・許諾権を取得
平成19年5月	英国・Cambridge Antibody Technology Ltd.（現MedImmune Ltd.）と基礎技術に関する基礎研究契約を締結（第一次契約）
平成20年8月	「筋萎縮性側索硬化症治療薬の基盤開発」をテーマとして医薬基盤研究所プロジェクト採択（国立大学法人東京大学薬学部・一條教授との共同）
平成21年2月	東京都臨床医学総合研究所と共同研究契約を締結
平成21年3月	アステラス製薬㈱と技術に関する基礎研究契約を締結
平成21年3月	英国・MedImmune Ltd.と技術に関する共同研究開発契約を締結（第二次契約）
平成21年3月	本社を東京都目黒区（東京大学先端科学技術研究センター内）に移転
平成21年9月	「質特異的Aβ産生抑制剤の開発」をテーマとしてCRESTプロジェクト採択（同志社大学生命医科学部・井原教授との共同）
平成22年4月	本社及びラボ機能を東京都目黒区（東京大学駒場リサーチキャンパスKOL内）に移転
平成22年7月	Novartis Pharma AG（スイスノバルティス社）と技術に関する基礎研究開発契約を締結（第一次契約）
平成22年10月	Bristol-Myers Squibb Company（米国プリストル・マイヤーズスクイブ社）と創薬開発に関する共同研究開発契約を締結
平成22年11月	AMGEN Inc.（米国アムジェン社）と創薬開発に関する共同研究開発契約を締結（第一次契約）
平成22年12月	Pfizer Inc.（米国ファイザー社）と創薬開発に関する共同研究開発契約を締結
平成22年12月	田辺三菱製薬㈱と創薬開発に関する共同研究開発契約を締結
平成23年9月	内閣府及び各省等主催の第10回「産学官連携推進会議」において産学官連携功労者として「日本学術会議会長賞」を受賞
平成24年7月	第一三共㈱と創薬開発に関する共同研究開発契約を締結
平成24年9月	AstraZeneca Plc.（英国アストラゼネカ社）と創薬開発に関する共同研究開発契約を締結（第三次契約：MedImmune Ltd.からの継承）
平成24年9月	GlaxoSmithKline Plc.（英国グラクソ・スミスクライン社）と創薬開発に関する共同研究開発契約を締結
平成24年11月	Novartis Pharma AG（スイスノバルティス社）と創薬開発に関する共同研究開発契約を締結（第二次契約）
平成24年12月	AMGEN Inc.（米国アムジェン社）と創薬開発に関する共同研究開発契約を締結（第二次契約）
平成25年1月	フジサンケイビジネスアイ（日本工業新聞社）主催の第8回「日本バイオベンチャー大賞」（後援：経済産業省、文部科学省、関西経済連合会等）において「大賞」を受賞
平成25年3月	IPSEN, S. A. S（仏国イブセン社）と創薬研究に関する共同研究契約を締結

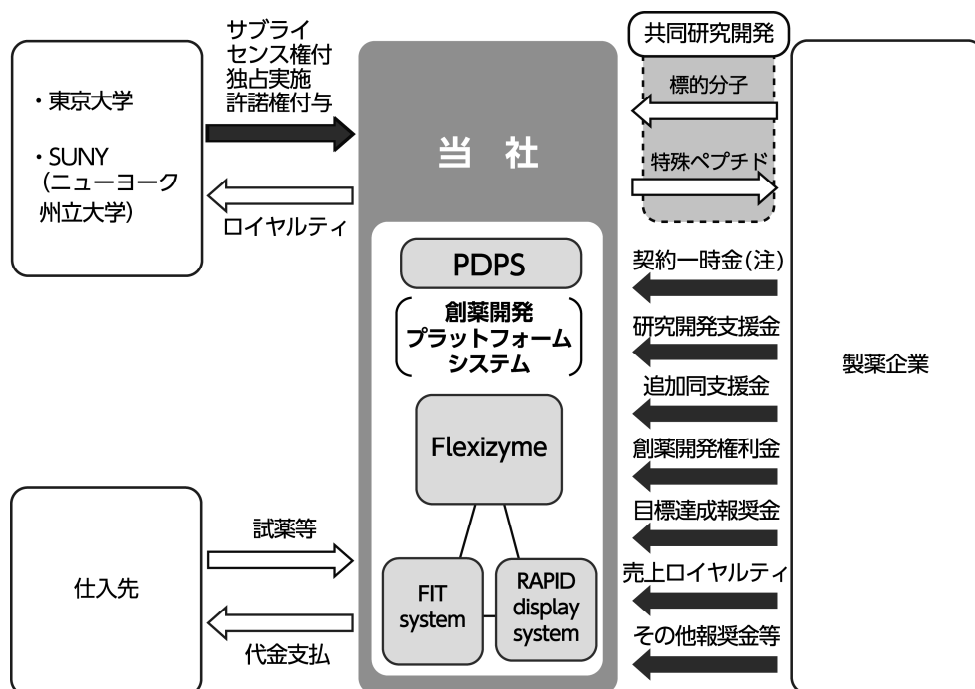
3 【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社は、当社独自の創薬開発プラットフォームシステム（*1）であるPDPS（Peptide Discovery Platform System）を活用して、国内外の製薬企業との共同研究開発のもと、新しい医薬品候補物質の研究開発を行っています。

当社の事業の系統図は、次のとおりです。なお、当社のセグメントはアライアンス事業のみの単一セグメントであります。

<事業系統図>



(注) 当社の売上金である「契約一時金」から「その他報奨金等」までの各種売上金の詳細については後述「(4) 当社のビジネスモデルについて ② 収益計上について」に記載のとおりであります。

当社は、特殊ペプチド医薬に特化した事業を展開しております。「特殊ペプチド」とは、当社窪田（現当社代表取締役）の造語ですが、生体内タンパク質を構成する20種類のL体のアミノ酸だけではなく、特殊アミノ酸と呼ばれるD体のアミノ酸やNメチルアミノ酸等を含んだ特殊なペプチドをいいます。当社では、後述のとおり創薬に適していると考えられるこの特殊ペプチドから医薬品候補物質を創製することを主たる事業としております。

特殊ペプチドによって創薬開発を行うことを可能にするため、当社は創業以来、創薬開発基盤システムを創り上げることに注力してまいりました。その成果が、当社独自の創薬開発プラットフォームシステム（PDPS）です。当社は、このPDPSにより、多様性を持った特殊ペプチドのライブラリーを作製し、標的分子（ターゲットタンパク）に対して適した特殊ペプチドを短期間でスクリーニングすることができるようになりました。

当社の事業の概要は、次のとおりであります。まず、当社と製薬企業との間で共同研究開発契約を締結

します。契約を締結すると、当社は、製薬企業から契約一時金、研究開発支援金等の売上金及び標的分子（ターゲットタンパク）を受領します。その後、当社では、PDPSを活用して多様性のある特殊ペプチドのライブラリーを作製し、標的分子に対してアフィニティ（他の分子との特異的な親和性）のある特殊ペプチドをPDPSにより高速でスクリーニングして製薬企業に提供します。提供された特殊ペプチドは、その後、製薬企業において創薬開発が進められることとなりますが、製薬企業の創薬開発が成功裡に進めば、当社は創薬開発の進捗段階に応じて、当該特殊ペプチドに係る製品の上市に至るまで及び上市後においても契約に基づき先の<事業系統図>に図示した種々の対価を受領することができます。

(2) 創薬の歴史と（特殊）ペプチドの位置付け

創薬開発の歴史的スタートは、明治30年（1897年）にバイエル社の研究者によって開発されたアスピリン（*2）が市販された明治32年（1899年）だとされており、それから100年以上にわたり低分子医薬品（*3）が創薬の中心的なポジションを占めてきました。

1980年代には抗体（*4）を医薬品に利用するべく研究がすすめられましたが抗原性の問題（*5）等により、実用には至りませんでした。その後も、欧米の製薬企業が長期にわたり研究開発を進めた結果、平成9年（1997年）頃から抗体医薬品（*6）が発売され、2000年代は抗体医薬品が創薬開発の中心になっております。しかし、低分子医薬、抗体医薬とも医薬品として素晴らしい特性はあるものの、一方でそれぞれいくつかのウイークポイントも持っております。（下表<低分子医薬と抗体医薬の特徴>参照）

そのため現在、世界の多くの大手製薬企業はおよそ10年後を目処にした低分子医薬・抗体医薬に続く次世代の創薬開発を目指し、積極的な活動を行っております。

<低分子医薬と抗体医薬の特徴> ※当社見解に基づく/当社作成

	低分子医薬の特徴	抗体医薬の特徴
利点	<ul style="list-style-type: none"> 細胞内の分子（治療のターゲット）を標的にすることができる。 生体内で免疫排除（*7）されない。 経口投与が可能である。 多くのターゲットに対応することができる（多様性が高い）。 	<ul style="list-style-type: none"> ターゲットに対する特異性が高い。 生体内毒性が低い。 生体内での安定性が高い。 蛋白・蛋白相互作用を阻害できる。
欠点	<ul style="list-style-type: none"> ターゲットに対する特異性が低い。 生体内毒性（*8）のため副作用が多い。 蛋白・蛋白相互作用（*9）を阻害できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 生体内で免疫排除される可能性が高い。 細胞内の分子（治療のターゲット）を標的にすることができない。 経口投与ができない。 製造コストが非常に高い。

<用語解説>

*1	創薬開発プラットフォームシステム	創薬開発においてもとなる医薬品候補物質（プレリード化合物）を創出するための基盤となる技術。
*2	アスピリン	代表的な消炎鎮痛剤。消炎・解熱・鎮痛作用を持つ。
*3	低分子医薬	分子と分子の結びつきが短い、分子の大きさ（分子量）が1,000未満の化学的に合成された化合物による創薬の総称。
*4	抗体	体内に侵入した異物に対して生体が作り出すタンパク質の総称。
*5	抗原性の問題	本来、薬として利用されるべき抗体を生体が異物としてとらえてしまい副作用が生じたり、排除されてしまう問題。
*6	抗体医薬品	医薬品として抗体を活用した創薬の総称。
*7	免疫排除	生体内において異物ととらえられてしまうことにより排除されてしまう機能。抗体医薬の場合、薬効が低下したり、効かなくなる現象。
*8	生体内毒性	本来反応すべきでない分子に対して反応してしまうことによって起きる毒性（弊害）。
*9	蛋白・蛋白相互作用	複数の異なるタンパク質分子が特異的結合する現象。それにより、生体内において各種の生理作用が生じる。

一般的にいわれるペプチド（*10）は、2個以上の天然型アミノ酸（*11）が結合して作られた化合物の総称であり、生体内においては、ホルモンや各種伝達物質として働く生体にとって不可欠なものです。ペプチドは生体内で重要な働きを担っていることから、古くから創薬の候補物質として注目されてきました。しかしながら、少数の事例を除き、いくつかの問題点により創薬に結びつくまでには至っていませんでした。これに対し、当社が創出する新しい医薬品候補物質、すなわち特殊ペプチド（*12）は、下表<一般的なペプチドと特殊ペプチドの違い>（当社作成）のとおり、今までの一般的なペプチドの（医薬品候補物質としての）問題点の多くを解決することにより、医薬品候補物質としてよりふさわしい特徴を持つことができる可能性があるかと期待されています。

<一般的なペプチドと特殊ペプチドの違い> ※当社見解に基づく/当社作成

	一般的なペプチド	特殊ペプチド
組成及び構造	20種類の（天然型）アミノ酸によって構成されており、多くは線状。	通常のアミノ酸以外に、特殊なアミノ酸が組み込まれており、多くは環状。
構造安定性(*13)	柔軟であるが、構造をとりにくい。	柔軟であり、構造が安定している。
生体内安定性(*14)	生体内では短時間で分解されてしまう。	生体内でも安定している。
細胞膜透過性(*15)	多くの場合、細胞膜は透過できない。	高い確率で細胞膜を透過できる。

これまでの医薬品の中心である低分子医薬と抗体医薬は、医薬品としての優位点と共に問題点も併せ持っております。たとえば、低分子医薬は、下表<低分子医薬・特殊ペプチド医薬・抗体医薬の分子量比較>（当社作成）のとおり、分子量（*16）が相対的に小さく様々な種類のターゲット（標的分子）に対応できること（ターゲットの多様性）が優位点です。その一方で、ターゲットに対する結合力や特異性が劣り、標的とするターゲットに結合せずに結合すべきでない分子に結合してしまうことなどにより、多くの副作用を引き起こしてしまう（生体内毒性が低くない）リスクが相対的に高いことが問題点となります。

一方、抗体医薬は、低分子医薬に比べてその分子量が非常に大きいため、ターゲットの多様性は低いものの、ターゲットに対する結合力や特異性に優れていることが優位点になります。しかし、その大きさゆえに細胞内のターゲットに対応できず経口投与ができないことや、生体内で免疫反応を惹起してしまう（生体が異物と判断してしまう）リスクが相対的に高いことなどの問題点も数多く存在します。

低分子医薬や抗体医薬に比べて、特殊ペプチドは、分子量で評価すると低分子医薬よりやや大きい程度であることや、前述の物質的な特性から、下表<低分子医薬・抗体医薬・特殊ペプチド医薬の特性（能力）比較>（当社作成）のとおり、従来の低分子医薬や抗体医薬の問題点を低減しながら、同時に双方の優位点を実現できる可能性があります。

<低分子医薬・特殊ペプチド医薬・抗体医薬の分子量比較> ※当社作成

	低分子医薬	特殊ペプチド医薬	抗体医薬
分子量 (Da)	50 ~ 1,000	500 ~ 2,000	50,000 ~ 150,000

<低分子医薬・抗体医薬・特殊ペプチド医薬の特性（能力）比較> ※当社見解に基づく/当社作成

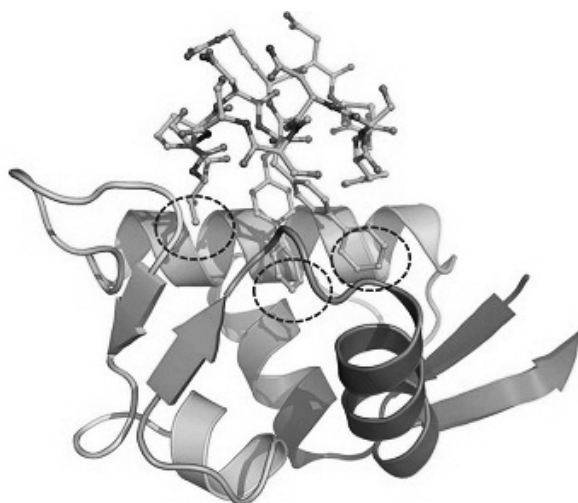
相対的な特徴	低分子医薬	抗体医薬	特殊ペプチド医薬
迅速な研究開発が可能	×	○	○
ターゲットに対する強い結合力	×	○	○
ターゲットに対する強い特異性	×	○	○
生体内毒性が低い	×	○	○
タンパク・タンパク阻害反応	×	○	○
高い生体内安定性	×	○	○
ターゲットの多様性の多さ	○	×	○
細胞内のターゲットに対応	○	×	○
経口投与が可能	○	×	?
大量製造の容易さ	○	×	△
迅速な商品（製剤）化	○	×	△
低い生体内免疫反応性	○	×	○

（注） 「○」は備える又は優れると思われる能力 / 「△」は備えると期待される能力
「×」は備えていない又は劣るとと思われる能力 / 「？」は不明な能力

次に、このような特殊ペプチドのターゲットに対する強い結合力を視覚的に説明するために特殊ペプチドが創薬のターゲットとなるタンパク質に結合している状況を分析したデータに基づくイメージ画像（タンパク質X線結晶構造解析（*17））を掲示します。

医薬品は、創薬のターゲットとなるタンパクに結合し働くこと（生理活性）により、薬としての機能を発揮します。つまり、創薬のターゲットタンパクに強く特異的に結合することが重要になります。次の図は、その特殊ペプチドの特徴をよく表しております。

<特殊ペプチドの結合：複数点による結合> ※共同研究開発に伴う当社データ

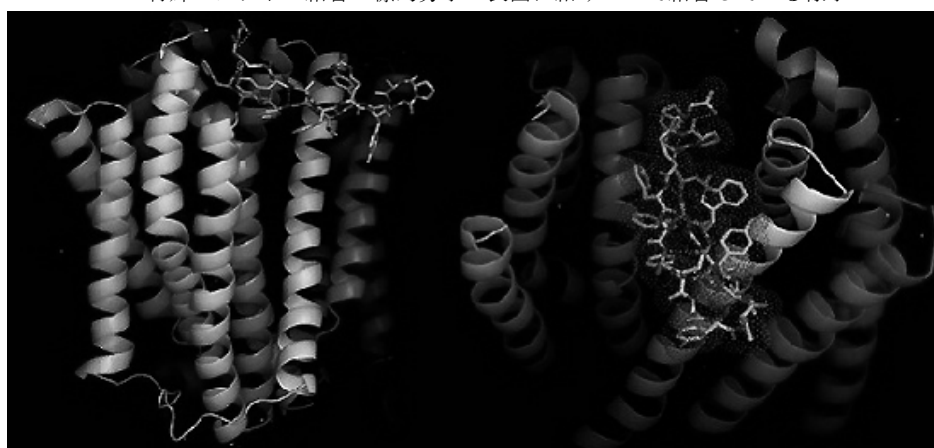


左図のらせん状の帯の部分が創薬のターゲットとなるタンパクです。そのうえのマッチ棒の様な集まりが特殊ペプチドです。特殊ペプチドはターゲットタンパクに対して複数のポイント（ここでは3か所・点線丸）において結合しております。

低分子医薬の場合はこの結合ポイントが1か所であるため、結合力に限界があります。また、1か所の結合ポイントだと他のタンパクとの違いを見出すことも困難になります。これは、1ケタの暗号数字では特異性（選択性）が低いということと同じ理屈にたとえられます。

特殊ペプチドのターゲットタンパクに対する結合の様式は複数のアンカーを複数のポイントに対して打ち込んだ形であり、低分子医薬のようにターゲットに対して多くの多様性を持っているうえ、低分子医薬よりもはるかに強固な結合力を保持しております。そのことが、特異性の高さにも結び付けております。

<特殊ペプチドの結合：標的分子の表面に絡みついて結合している様子>



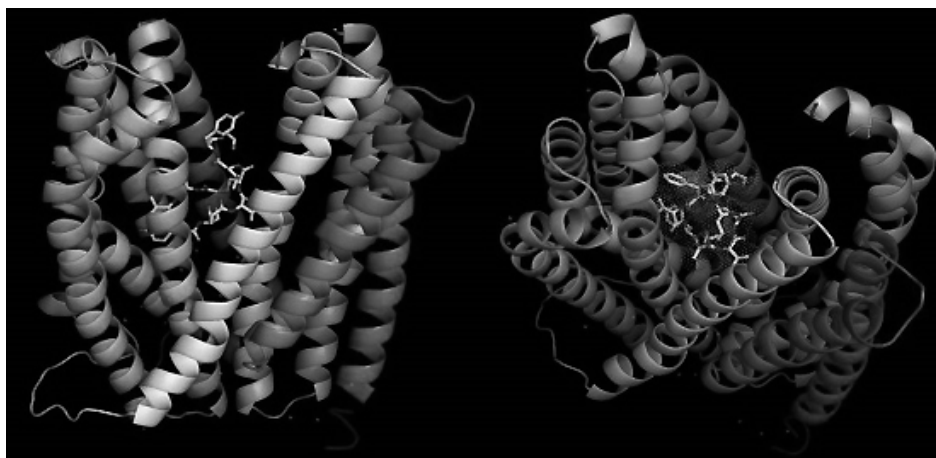
※Suga & Nureki Lab. データ

抗体医薬は、創薬のターゲットとなるタンパクの表面にしっかりと張り付く形で結合しております。低分子医薬が点（ポイント）で創薬ターゲットタンパクを捉えているのに対して、抗体医薬は面で創薬ターゲットタンパクを捉えていることとなります。

前頁の図<特殊ペプチドの結合：標的分子の表面に絡みついて結合している様子>は特殊ペプチド（六角形の集まり）がターゲットタンパク（らせん状のリボン）に結合しているX線結晶構造解析結果です。抗体医薬と同じようにターゲットタンパクの表面にしっかりと絡みついて結合しています。

このことから、まさに、サイズの小さい抗体医薬といえます。小さいサイズながら抗体医薬とそん色のない特性を持っている理由はこのような結合の形によるものです。

<特殊ペプチドの結合：標的分子の内側に潜り込んで絡みついて結合している様子>



※Suga & Nureki Lab. データ

上図は先ほどの<特殊ペプチドの結合：標的分子の表面に絡みついて結合している様子>の図とは異なるターゲットタンパクに対する特殊ペプチドのX線結晶構造解析結果です。特殊ペプチドはターゲットタンパクの表面ではなく内側に潜り込み絡み付くように結合しているのがわかります。抗体医薬ではその大きさの問題からこのようにターゲットタンパクの内側に対する結合様式を持つことはできません。

特殊ペプチドは、創薬ターゲットタンパクの特徴に合わせて、特異性の高い強固な複数の結合形態をとることができる多様性を持った医薬品候補物質とすることができます。

また、この特徴を生かしてDDS製剤（*18）の開発をすることも可能であり、当社では自社パイプライン（*19）の一環として、先端研究開発のテーマとして研究開発を進めております。

<用語解説>

*10	ペプチド	最もサイズが小さいタンパク質。大きさによりペプチド⇒ポリペプチド⇒タンパク質と呼称される。
*11	天然型アミノ酸	タンパク質・ペプチドを作っている最小の成分。地球上のあらゆる生命、植物も動物もアミノ酸により作り出される（合成される）タンパク質からできており、アミノ酸はすべての生命の源（素）。通常、合成に利用されるアミノ酸は20種類であり、天然型アミノ酸と呼ばれている。
*12	特殊ペプチド	20種類の天然型アミノ酸から合成された通常の（一般的な）ペプチドに対して非天然型アミノ酸と呼ばれる20種類以外のアミノ酸が組込まれたペプチドの総称。古くからその存在は知られていたが、人工的に合成することが困難であった。
*13	構造安定性	立体構造等、形状が安定した構造のこと。通常のペプチドはアミノ酸が線状につながった構造をしており、柔軟な構造であるが故に形状が安定していない例が多い。
*14	生体内安定性	生体内にはペプチダーゼという酵素が有り、通常のペプチドはペプチダーゼにより容易に分解されてしまう。
*15	細胞膜透過性	通常のペプチドの多くは細胞の外側構造、細胞膜を透過することができない。細胞内には多くの創薬ターゲットが存在する。
*16	分子量	各原子（水素や酸素など）の原子量（水素は1、酸素は16）の和のこと。たとえば、水分子（H ₂ O）は水素2つと酸素1つで合計18となる。
*17	タンパク質X線結晶構造解析	X線の特徴を利用してタンパク質の三次元構造を立体的に解析する分析方法。タンパク質の実態構造の解析に不可欠な技術。
*18	DDS製剤	薬物送達システム（Drug Delivery System）のことであり、医薬品の効果をよりよく発揮させるために、薬物の投与方法や投与形態を検討して創造された医薬品のこと。
*19	パイプライン	医薬品の開発に当たり、その初期の段階から開発・販売に至るまでの一連の計画のこと。

(3) 事業の特徴について

① 創薬開発プラットフォームシステム：PDPS (Peptide Discovery Platform System) について

特殊ペプチドを医薬品候補物質として活用するためには、多くのハードルを越えなければなりません。これまで、特殊ペプチドの特徴である特殊アミノ酸 (*20) を組み込んで医薬品候補物質として活用するためには、多くの時間や労力を要し、容易ではありませんでした。

また、生体（細胞）がペプチドを作るときに組み込めるアミノ酸の種類は20種類の天然型アミノ酸に限られているため、無細胞翻訳系 (*21) によっても合成することができませんでした。

当社は、それらの問題点を解決し、特殊ペプチドを大規模な創薬ライブラリー (*22) として構築できる技術・システムを開発しました。それが、フレキシザイム (Flexizyme) 技術であり、FITシステム (Flexible In-vitro Translation system) であります。

ア. フレキシザイム (Flexizyme) について

フレキシザイムは、当社の創立者の一人である菅裕明・東京大学教授が、長期にわたる研究の結果、完成させた「多目的tRNA (*23) アシル化 (*24) RNA触媒 (*25)」です。

ペプチドが翻訳合成 (*26) されるときアミノ酸ごとに1種類の特定のtRNAが結合します。これがアミノアシル結合と呼ばれる現象です。

アミノ酸とtRNAは特定の対の関係になっており、その対の組合せを基にアミノ酸とtRNAをアミノアシル結合させるのがARS (アミノアシルtRNAシンセターズ) と呼ばれる酵素 (*27) です。

ARSもアミノ酸とtRNAの対の組合せと同じように特定の対の関係があります。アミノ酸・tRNA・ARSの組合せは明確に特定されており、それは生物のルールであると考えられていました。さらにそれぞれのARSは20種類の天然型アミノ酸にのみ対応しており、特殊アミノ酸に対応するARSは存在しませんでした。

ところが、フレキシザイムは単体でARSに代わりすべてのアミノ酸 (非天然型アミノ酸を含む) とtRNAを自由に組合せ結合することができるスーパー触媒ともいえるべき特徴を持っております。

それにより、アミノ酸とtRNAの組合せは無限度に近くなりました。

当社のフレキシザイム技術は、今まで無細胞翻訳系により組み込むことが困難であった特殊なアミノ酸を簡単に、そして迅速にペプチド合成の中に組み込むことを可能にした独自の技術です。

特殊なアミノ酸を組み込んだペプチドを創製することが容易になったことで特殊ペプチドは生体内における安定性が増し、分解されにくいという特質を活かして医薬品としての作用を発揮する素地の一つを整えることになりました。さらに、細胞膜の透過性を高めることにより、細胞内の標的をターゲットにすることもできるようになりました。

イ. FIT (Flexible In-vitro Translation) システムについて

次にFITシステムですが、フレキシザイム技術で創製できるようになった特殊ペプチドを下表<医薬品候補物質の多様性の比較> (当社作成) のとおり、FITシステムにより多様性 (数や種類) を持ったライブラリーとして構築することができるようになりました。

低分子医薬のライブラリーの多様性を1としたとき、おおよその値として、抗体医薬はその1万倍程度の多様性を持ち、特殊ペプチドは低分子医薬の1億倍程度の多様性を持っております。ライブラリーの多様性は、医薬品としての候補物質を含んでいる可能性を高めるため、多様性が大きくなればなるほど、医薬品候補物質発見の可能性も高くなります。この多様性の比較からも、当社の特殊ペプチドライブラリーは、まだ見ぬ医薬品候補物質を生み出す大きな可能性を持っているものと考えております。

<医薬品候補物質の多様性の比較> ※当社作成

ライブラリーの種類	多様性	多様性の比較
低分子医薬	$10^4 \sim 10^5$	1
抗体医薬	$10^8 \sim 10^{10}$	10,000
特殊ペプチド医薬	$10^{12} \sim 10^{14}$	100,000,000

(注) 「多様性の比較」は左記「多様性」における下端の値をとっております。

ウ. RAPID (RAndom Peptide Integrated Discovery) ディスプレイシステムについて

RAPIDディスプレイシステムは、特殊ペプチドを短時間でスクリーニング (*28) できる高速のスクリーニングシステムです。

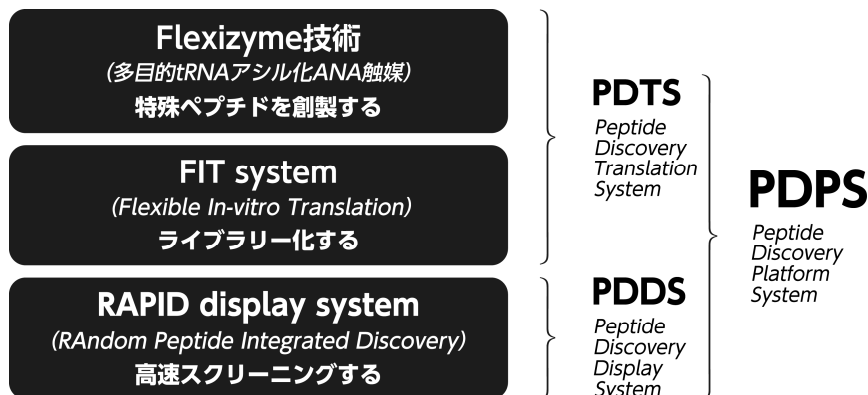
従来のライブラリーに比べて格段の多様性を持っている特殊ペプチドライブラリーを活用するためには、数千億から兆単位の数の特殊ペプチドを効率的かつ高速、正確にスクリーニングする必要があります。

当社は、FITシステムの特徴を最大限に生かし活用するために、独自にRAPIDディスプレイシステムを開発しました。RAPIDディスプレイシステムは、無細胞翻訳系において合成された特殊ペプチドの特徴を生かして、ターゲットタンパクに対して結合力・特異性・選択性の秀でた特殊ペプチドを短時間でスクリーニングできる高速のスクリーニングシステムです。

エ. PDPS (Peptide Discovery Platform System) について

当社は、フレキシザイム技術とFITシステムを組合せ、多様性を持つ特殊ペプチドライブラリーを構築することができるシステム：PDTS (Peptide Discovery Translation System) を作り上げ、さらに特殊ペプチドライブラリーを高速スクリーニングすることを目的として開発したRAPIDディスプレイシステムをPDDS (Peptide Discovery Display System) と位置付け、この3つの独自技術・システムを組み合わせた独自の創薬開発プラットフォームシステム：PDPS (Peptide Discovery Platform System) を構築しました。

＜当社の創薬開発プラットフォームシステムの概念図＞



＜用語解説＞

*20	特殊アミノ酸	20種類の天然型アミノ酸以外のアミノ酸。非天然型アミノ酸とか異常アミノ酸等とも呼ばれる。
*21	無細胞翻訳系	遺伝情報（遺伝子情報）から細胞内でペプチドやタンパクが合成されるメカニズムが翻訳系（合成）と呼ばれている。この細胞内でペプチド・タンパクが合成されるメカニズムを、細胞を使わずに試験管内で再現した実験方法。
*22	創薬ライブラリー	創薬ターゲットタンパクに対して結合する医薬品候補物質（低分子や抗体や特殊ペプチド等）を検索するときに利用する医薬品候補物質が大量に集められた母集団。
*23	tRNA	運搬RNA（遺伝子）と呼ばれており、遺伝情報（遺伝子情報）からペプチドやタンパクが合成されるときに、アミノ酸を運搬する機能を持ったRNA（遺伝子）。
*24	アシル化	アミノアシル結合を実行するためにアミノ酸のアミノ基等の水素を置換する働き。
*25	触媒	自身は変化しないまま、接触する周りの物質の化学反応を促進あるいは抑制する物質。
*26	翻訳合成	mRNAの情報に基づいてタンパク質を合成する反応のこと。
*27	酵素	生体でおこる化学反応に対して触媒として機能する分子。
*28	スクリーニング	設定された基準に対して達成されているか否かを判断するために実施される検査。

② 知的財産権（特許等）について

当社は技術誘導型のバイオベンチャー企業であり、知的財産権の開発・維持・発展は重要な経営ポイントになります。

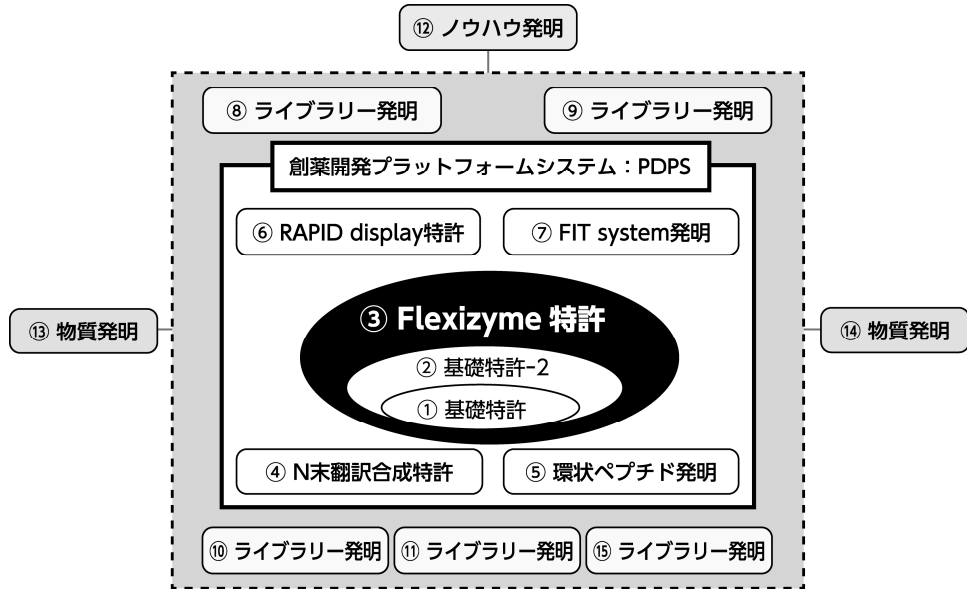
本届出書提出日現在、当社の知的財産は以下の一覧表に記載されている15の特許・発明によって構成されております。①と②はニューヨーク州立大学が出願人であり、③・④・⑤・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑮は国立大学法人東京大学が出願人であり、⑥・⑭は当社が出願人であります。

当社は、ニューヨーク州立大学及び国立大学法人東京大学の上記特許について、第三者サブライセンス権（*29）付き独占実施・許諾権（*30）を取得しております。

< 当社の特許ポートフォリオ（*31） >

発明の名称	出願人	出願国	出願・特許番号
①Catalytic RNAs with Aminoacylation Activity	ニューヨーク州立大学	米国（登録） 欧州（登録） 日本（登録）	US Patent 7,001,723 B1 EP Patent 1232285 B1 特許第4745577号
②Ribozymes with Broad tRNA Aminoacylation Activity	ニューヨーク州立大学	米国（登録） 欧州（登録） 日本（登録）	US Patent 7,622,248 B2 EP Patent 1483282 B1 特許第4464684号
③多目的アシル化触媒とその用途	国立大学法人東京大学	米国（登録） 欧州（登録） 日本（登録）	US Patent 8,188,260 B2 EP Patent 1964916 特許第5119444号
④N末端に非天然骨格をもつポリペプチドの翻訳合成とその応用	国立大学法人東京大学	米国（出願中） 欧州（出願中） 日本（登録）	PCT/JP2007/071986 特許第5200241号
⑤環状ペプチド化合物の合成方法	国立大学法人東京大学	米国（出願中） 欧州（出願中） 日本（出願中）	PCT/JP2008/055771 特願2007-080141
⑥ペプチド翻訳合成におけるRAPIDディスプレイ法	当社	米国（出願中） 欧州（出願中） 日本（登録）	PCT/JP2010/068549 特許第5174971号
⑦新規人工翻訳合成系（FIT システム）	国立大学法人東京大学	米国（出願中） 欧州（出願中） 日本（出願中）	PCT/JP2011/069251 特願2010-190315
⑧N-メチルアミノ酸及びその他の特殊アミノ酸を含む特殊ペプチド化合物ライブラリーの翻訳構築と活性種探索法	国立大学法人東京大学	米国（出願中） 欧州（出願中） 日本（出願中）	PCT/JP2011/070439 特願2010-202012
⑨αヘリックス2次構造を固定した特殊ペプチドライブラリーの合成法と活性種探索法	国立大学法人東京大学	米国（出願中） 欧州（出願中） 日本（出願中）	PCT/JP2011/078028 特願2010-270958
⑩特異的機能低分子化合物含有特殊ペプチドライブラリーの合成法と活性種探索法	国立大学法人東京大学	米国（出願中） 欧州（出願中）	PCT/JP2011/078029
⑪アゾリン化合物及びアゾール化合物のライブラリー、並びにその製造方法	国立大学法人東京大学	米国（出願中） 欧州（出願中）	PCT/JP2012/056181
⑫pH依存的に標的分子に結合するペプチドのスクリーニング方法	国立大学法人東京大学	日本（出願中）	特願2012-129056
⑬MATE活性阻害ペプチド	国立大学法人東京大学	日本（出願中）	特願2012-170144
⑭抗インフルエンザウイルス活性を有するペプチド	当社	日本（出願中）	特願2011-211100
⑮ヘテロ環を含む化合物の製造方法	国立大学法人東京大学	日本（出願中）	特願2013-045888

<当社の特許ポートフォリオの概念図>



(注) 上の図において、④乃至⑮は特許出願中のものであります。特許権の取得状況については、先述の<当社の特許ポートフォリオ>をご確認ください。

①と②はフレキシザイム (Flexizyme) 技術開発に関わる基本特許です。③はフレキシザイムそのものに関する特許であり、PDPS (Peptide Discovery Translation System) の中心となる特許であります。

⑥は特殊ペプチドライブラリーを高速スクリーニングすることができるRAPIDディスプレイシステムの特許であり、PDPS (Peptide Discovery Display System) の中心となる特許であります。

⑦は翻訳合成系にて特殊ペプチドをライブラリー化するFITシステムの発明であり、PDPSの中心となる発明であります。

④はペプチド、タンパクが翻訳合成される時、Met (メチオニン) というアミノ酸から合成が開始されるという生命の基本的なルールを書き換えることを可能にした技術特許です。この技術特許によりMet (メチオニン) 以外のあらゆるアミノ酸から合成を開始することができるようになりました。当社は、この技術により、合成するペプチドの形状を自由に変えることができようになり、特殊ペプチドに対し従来では考えられなかった多様性を持たせることが可能になりました。

⑤はペプチドを特殊な環状化構造 (*32) にする発明です。この技術により特殊ペプチドが生体内での安定性や構造の安定性を確保することができるようになりました。

以上、①から⑦までの特許によって当社独自の創薬開発プラットフォームシステム：PDPS (Peptide Discovery Platform System) が構成されております。

さらに、⑧・⑨・⑩・⑪・⑮は各種、特殊ペプチドライブラリーを作成する技術であり、特殊ペプチドの可能性を拡大することができました。これらライブラリーの発明は、今後、研究開発の進展によりさらに増加させていくことが可能と考えております。

⑫は特定の機能を持った特殊ペプチドをスクリーニングする技術であり、各種機能を持ちうる特殊ペプチドを特定の機能に絞り込み、スクリーニングの段階で選別することが可能になりました。

⑬と⑭は研究途上で発見された特殊ペプチドの物質発明であります。当社の通常の共同研究活動では、特殊ペプチドの物質発明は、創薬開発権利金の支払いと引き換えに、クライアントに対し提供されます

が、この発明はクライアントとは関係なく発生したものであります。

このように当社の特許ポートフォリオは、③（及び①・②）の特許をコアにして、周囲を取り囲むように関連する複数の特許・発明（④・⑤・⑥・⑦）で固めることにより、特許（技術）が単独のものとして孤立することなく、当社の創薬開発プラットフォームシステム（PDPS）が「システム」として機能するように設計しております。

さらに、この創薬開発プラットフォームシステム（PDPS）の特許・発明群を各種ライブラリーの発明（⑧・⑨・⑩・⑪・⑫）が取り囲む形にすることにより、特許ポートフォリオは同心円状に特許・発明を強化することが可能になりました。

小規模なバイオベンチャー企業が大規模な製薬企業（特に海外企業）と契約する場合、特許ポートフォリオは非常に重要視されるポイントであります。契約交渉に当たっては、厳しい特許デューデリジェンス（*33）が実施され、その結果が契約の成否に影響を及ぼします。

当社は、海外製薬企業との契約において、こうした特許デューデリジェンスを契約各社ごとに受けており、それらをクリアして契約に至っていることから、当社の特許戦略は製薬企業から一定の信任を得ているものと考えております。

<用語解説>

*29	第三者サブライセンス権	特許をライセンスするときには、特許権者（ライセンサー）と実施権者（ライセンシー）の関係が生じます。ライセンシーは自己の特許権を強化するために第三者に対する再実施権（サブライセンス）を獲得することが好まれます。
*30	独占実施・許諾権	特許の実施権は独占と非独占があり、独占実施権はより強い効力を持っており、加えて第三者に対する許諾権（再実施権＝サブライセンス権）を持つことにより、最も強固な特許契約となります。
*31	特許ポートフォリオ	特許権侵害などの危険性を回避し、自社の特許権を強固なものにするために自社特許権の強み弱点を分析し、複数の特許群で対外的な守りを作り上げること。
*32	特殊な環状化構造	生体内で壊れやすいペプチドの特徴を改善するために開発された環状化構造。通常の環状化構造がジスフィルド環状化結合と呼ばれるのに対して、この構造はチオエーテル環状化構造と呼ばれる。
*33	特許デューデリジェンス	投資家が投資対象の適格性を把握するために行う特許調査活動のこと。海外製薬企業の場合、社内の担当部門に加え、外部の専門家にも並行して委託されるケースが多い。

(4) 当社のビジネスモデルについて

① 製薬企業との関係について

当社は、現在、国内外 8 社の製薬企業との間で共同研究開発を進めております。

当社の共同研究開発先は、Pfizer Inc.（米国ファイザー社）、Novartis Pharma AG（スイスノバルティス社）、GlaxoSmithKline Plc.（英国グラクソ・スミスクライン社）、AstraZeneca Plc.（英国アストラゼネカ社）、Bristol-Myers Squibb Company（米国ブリストル・マイヤーズスクイブ社）、AMGEN Inc.（米国アムジェン社）、第一三共株式会社、田辺三菱製薬株式会社との間で研究開発の「受託」という形態によらず、共同研究開発の形態で協調して事業を行っております。

また、次の②に詳述した共同研究開発契約とは異なる契約形態であり、収益への影響も限定的ではありますが、将来の自社パイプラインを推進するための取り組みとして、IPSEN, S.A.S（仏国イブセン社）との間で共同研究契約を締結し、自社パイプラインに係る共同研究を推進しております。

当社の共同研究開発は、定期的にテレビ会議（ビデオ・カンファレンス）等を開催することで情報交換を活発に行うことを重視しております。これらの会議では、進捗状況の確認、問題の抽出・対策案の策定、次回プロセスの合意等が協議されており、当社はあたかもそれぞれの製薬企業の研究開発部門の一部のように機能しております。

このような当社の共同研究開発の特徴から、当社は製薬企業との間において強固なりレーションシップを発揮しております。

② 収益計上について

当社の基本的な共同研究開発契約は、クライアントから標的分子（ターゲットタンパク）を受領し、その標的分子ごとにプロジェクトを設定し、順調に研究開発が進めば一連の複数カテゴリーの売上が立つように設計されております。

次の図（＜当社における一般的な共同研究開発契約の内容と流れ＞）は、当社がクライアント企業と共同研究開発契約を締結する場合の一般的な当社の売上カテゴリーの流れを示したものです。

当社では、当社の創薬開発プラットフォームシステム：PDPSを使うことに対する対価（テクノロジカルアクセスフィー）としてまず「契約一時金（A）」を受領することを原則としております。さらにその後の研究開発にかかる対価として標的分子ごとに「研究開発支援金（B）」を原則として前受にて受領しております。また、追加業務が発生する場合の対価として「追加研究開発支援金（C）」を標的分子ごとに設定しており、プロジェクトによっては（C）の売上が発生します。当社は、これらの金額を初期のデイスカバリーステップ時に受領しているため、事業展開の早期から売上を生み出すことができます。

その後、クライアントでの評価により医薬品候補物質が特定され、クライアントが前臨床試験、臨床試験の段階に進む場合には、当該特殊ペプチドを当社がクライアントにライセンスアウトすることの対価として「創薬開発権利金（D）」が発生します。その後の医薬品候補物質に係る開発の進捗はクライアントに委ねられますが、引き続き開発が進みクライアントでの評価ステップを経て、臨床試験等の段階に移行すれば、その段階に応じて、各「目標達成報奨金（E）」「売上ロイヤルティ（E）」を当社は受領することになります。「売上ロイヤルティ」では、最終的に上市された医薬品としての売上金額に対して、一定の料率を乗じて得られる額を「売上ロイヤルティ」として当社が受領します。加えて、上市された医薬品の売上高が所定の金額に達した場合には「売上達成報奨金（E）」も受領します。

＜当社における一般的な共同研究開発契約の内容と流れ＞

契約一時金	P	A	共同研究開発フェーズ
研究開発支援金		B	
ステップ1			
ステップ2			
ステップ3			
追加研究開発支援金		C	共同研究開発フェーズ
実績ベースで算定			
創薬開発権利金			
知的財産の移行権利金		D	クライアント研究開発フェーズ
目標達成報奨金		E	
治験申請提出報奨金			
第1相・臨床試験開始報奨金			
第2相・臨床試験開始報奨金			
第3相・臨床試験開始報奨金			
新薬承認申請提出報奨金			
米国にて新薬承認報奨金	上市		
欧州にて新薬承認報奨金			
日本にて新薬承認報奨金			
売上ロイヤルティ			
売上達成報奨金			

当社の共同研究開発契約の特徴としては、このように初期のディスカバリーステップから、売上が発生する取り決めとなっていることのほかに、最初の契約締結時において契約一時金から売上ロイヤルティまでのすべての売上カテゴリー（P）に関して、それらの金額又は金額の計算方法が原則として確定的に規定されていることが挙げられます。

これまでのビジネスモデルでは、初期のディスカバリーステップは「フィージビリティスタディ」（*34）と評価され、売上が発生しないケースが多かったと認識しておりますが、当社のビジネスモデルでは、早期に売上を生み出すために上記の契約内容で契約を締結することに注力しております。

本届出書提出日現在、このような契約に基づくプロジェクト（*35）が28個（ただし、バックオーダー（*36）分を除く。）あり、並行して共同研究開発を進めております。

なお、これらの取り組みの中から、平成24年10月に当社で初めてのリード化合物（*37）の創製に成功し、クライアント研究開発フェーズに移行したものがあります。さらに、平成25年3月に2件目となるリード化合物の創製に成功いたしました。

当社の事業セグメントは、製薬企業との共同研究開発契約をもとにした「アライアンス事業」1本であります。

しかしながら、前述の売上カテゴリーで説明したとおり、「アライアンス事業」が順調に進捗・進展することにより「創薬開発権利金（D）」や「目標達成報奨金（E）」が順次発生する仕組みになっております。

すなわち、コア事業としての「アライアンス事業」に集中することにより売上を獲得していくことができるビジネスモデルになっております。

さらに、当社では現在契約している製薬企業から当社の創薬開発プラットフォームシステム：PDPSを自社内に導入したいとの要望もあり、平成26年（2014年）から平成27年（2015年）にかけて技術貸与（テク

ノロジカルトランスファー) を前提にしたライセンスアウトも計画しております。

また、共同研究開発先とのプロジェクトとは別に、特殊ペプチドの特性を活かした自社のパイプラインの研究開発も進めているところであります。

現在、自社パイプラインとして進行しているものとしては、ペプチドコンジュゲーション(*38)に係る取り組みが挙げられます。本取り組みは、細胞実験において蛍光物質の細胞内誘導に成功している段階であります。

<用語解説>

*34	フィージビリティスタディ	計画された事業やプロジェクト、技術等が実現可能か否か、利用することに意義や妥当性があるかを多角的に検討すること。
*35	プロジェクト	ここでは、標的分子（ターゲットタンパク）ごとに組まれた研究開発の単位。
*36	バックオーダー	クライアント企業からは最低でも2つ、多い企業からは12の標的分子がリクエストされており、プロジェクト処理能力から2～3年間にわたる契約・予約となっている。
*37	リード化合物	医薬品の原料となりうる生理活性を持つ化合物のこと。新薬の開発は、リード化合物を創製することから始まる。
*38	ペプチドコンジュゲーション	特定のタンパクに特異的な強い結合力を有する特殊ペプチドと細胞毒性を持つ薬剤などを結合させて副作用の少ない選択的治療を実施すること。一般的にミサイル療法などと呼ばれている。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
25	37.3	1.9	5,638

事業部門の名称	従業員数(名)
研究開発部門	23
全社(共通)	2
合計	25

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社(共通)と記載されている従業員数は、管理部門の従業員であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 単一セグメントであるため、事業部門別の人数を記載しております。
5. 最近1年間において従業員数が6名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労使組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第6期事業年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

当事業年度における我が国の経済は、東日本大震災からの復興に伴う緩やかな回復基調にあるものの、米ドル、ユーロ等に対する急激な円高が輸出企業全般に深刻な影響を与えており、欧州における財政問題の深刻化とあわせ、景気回復ペースが鈍化するリスクを抱えており、予断を許さない状況にあります。

このような状況の中、前事業年度以前に締結した国内外製薬会社との共同研究開発契約に基づき、独自の創薬開発プラットフォームシステム「PDPS」（Peptide Discovery Platform System）を活用した共同研究開発活動の一層の展開を進め、同時に特に国内製薬会社との新規契約締結を目指した事業展開を行いました。

しかし一方で、研究開発活動の高度化や製薬各社とのより深化した共同研究プロセスにより、当初の想定より研究開発スケジュールの確定や新規契約締結完了の長期化が余儀なくされました。

その結果、当事業年度の売上高は269,004千円（前年同期比55.3%減）、営業損失18,172千円（前年同期営業利益348,627千円）、経常損失21,548千円（前年同期経常利益343,454千円）、当期純利益は9,971千円（前年同期比94.3%減）となりました。

なお、当社の事業は単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

第7期第3四半期累計期間（自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日）

当第3四半期累計期間（平成24年7月1日から平成25年3月31日まで）において、当社では第一三共株式会社及び英国のGlaxoSmithKline Plc.（英国グラクソ・スミスクライン社）と共同研究開発契約を新たに締結し、国内外における契約総数は8件になりました。

また、既存の共同研究開発パートナーにつきましても、AstraZeneca Plc.（英国アストラゼネカ社）とは従来の共同研究開発契約で第3次延長を行い、Bristol-Myers Squibb Company（米国ブリストル・マイヤーズスクイブ社）とは共同研究開発契約の延長を行いました。また、平成24年11月にはNovartis Pharma AG（スイスノバルティス社）との第2次共同研究開発契約を締結するとともに、Novartis Pharma AGを割当先とする第三者割当増資を行いました。さらに、AMGEN Inc.（米国アムジェン社）とは新規テーマによる第2次共同研究開発契約を締結致しました。

共同研究開発自体も順調に推移しており、Bristol-Myers Squibb Companyとの共同研究開発において、平成24年10月には当社初のリード化合物が確認されました。これにより当社の特殊ペプチドの創薬研究開発は新たなステージに入ることとなりました。リード化合物に関しては、平成25年3月にも引き続き2件目がBristol-Myers Squibb Companyとの共同研究開発において確認されました。

また、研究開発活動においては、自社パイプライン開発の体制強化のため国内外のアカデミアや先進企業との連携も図りながら、積極的に推進しております。その一環といたしまして、ペプチド医薬研究開発で実績のあるIPSEN, S. A. S（仏国イプセン社）と共同研究契約を締結しました。これは、当社の持つ特殊ペプチド創薬プラットフォーム技術（PDPS）とIPSEN, S. A. Sの持つペプチド創薬開発に関するノウハウを提供しあうことにより、特殊ペプチド創薬を推進させることを目的としています。

特許関連では、平成24年8月には、当社独自の創薬開発プラットフォームシステム「PDPS」(Peptide Discovery Platform System)のコアになるフレキシザイムの特許が、米国に続き欧州で成立し、当社の特許・知財ポートフォリオの更なる充実、構築に貢献しています。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は484,479千円、営業利益141,378千円、経常利益169,317千円、四半期純利益133,607千円となりました。

なお、当社の事業は単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

(2) キャッシュ・フローの状況

第6期事業年度(自平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前事業年度に比べ230,959千円減少し229,227千円となりました。これは、主に営業活動によるキャッシュ・フローの減少によるものですが、一方で創業以来初めての配当支払いを実行しております。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に前受金の減少額83,159千円、法人税等の支払額130,986千円により、150,484千円の支出(前事業年度は425,624千円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得により、56,766千円の支出(前事業年度は95,447千円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払により、16,050千円の支出(前事業年度は5,678千円の収入)となりました。

第7期第3四半期累計期間(自平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)

当第3四半期累計期間における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ785,949千円増加し、1,015,177千円となりました。

当第3四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権が89,565千円増加したものの、当第3四半期累計期間における税引前四半期純利益169,317千円の計上、前受金の増加額124,552千円等により、219,529千円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出44,432千円等により、44,653千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入595,189千円等により、589,216千円の収入となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社のアライアンス事業による共同研究は受注形態をとっておりませんので、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第6期 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)		第7期第3四半期累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
アライアンス事業	269,004	44.7	484,479
合計	269,004	44.7	484,479

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第5期 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)		第6期 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)		第7期第3四半期累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
Bristol-Myers Squibb Company (米国 Bristol・マイヤーズスクイブ社)	357,714	59.5	148,287	55.1	162,025	33.4
田辺三菱製薬株式会社	—	—	42,500	15.8	—	—
AMGEN Inc. (米国アムジェン社)	—	—	40,364	15.0	—	—
Pfizer Inc. (米国ファイザー社)	126,393	21.0	32,172	12.0	—	—
Novartis Pharma AG (スイスノバルティス社)	66,635	11.1	—	—	60,508	12.5
GlaxoSmithKline Plc. (英国グラクソ・スミスクライン社)	—	—	—	—	162,947	33.6

(注) 第5期事業年度における田辺三菱製薬株式会社及びAMGEN Inc.、第6期事業年度におけるNovartis Pharma AG、第7期第3四半期累計期間における田辺三菱製薬株式会社、AMGEN Inc.及びPfizer Inc.に対する販売実績は、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社は、独自の創薬開発プラットフォームシステム：PDPS (Peptide Discovery Platform System) を活用して、国内外の製薬企業と共同研究開発契約を締結し、低分子医薬、抗体医薬に続く医薬品候補物質の開発を行っております。

当社では、当社が継続企業（ゴーイングコンサーン）として成長し続けるために対処しなければならない課題を以下のように考えております。

（営業活動における課題）

当社は、国内外の製薬企業と友好的かつ経済的な相互関係（共同研究開発体制）を築いております。現在の契約しているクライアントは国内企業2社、海外企業6社であり、海外企業の比率が高い状況にあります。経済のグローバル化及び製薬企業シェアと合致はしておりますが、「日本発・世界初の新薬を創出し社会に貢献したい」という当社の経営理念の観点からは、より多くの国内製薬企業とのさらなる関係強化が必要であると考えております。

しかしながら、一般的に国内の製薬企業と国外の製薬企業との間では新薬創出に関する考え方や研究開発に対するコスト意識に違いがあり、国内製薬企業とは国外製薬企業ほどの相互関係を築くことが困難である状況があります。たとえば、国内製薬企業は創薬の研究フェーズから具体的な薬にしていくための開発フェーズまでを自社内（自社のリソース）で完結させていこうとするところが多いのに対し、国外製薬企業は創薬の研究フェーズについて、バイオベンチャー企業等（外部のリソース）に委託したり、共同研究開発の形をとったりするなど、自社内には抱えない方針をとるところが多いといえます。この状況を克服することが、上記経営理念を実現するための重要な課題であると捉えており、今後一層の努力をする所存であります。

（研究開発活動における課題）

当社は、創薬開発プラットフォームシステム：PDPS (Peptide Discovery Platform System) を保有・活用しており、現時点においては大きな技術的優位性があると考えております。一方で、技術の発展は日進月歩であります。当社は、自社技術の優位性を確保し続けるため、目的意識を明確に持ち、効率的な技術開発に注力してまいります。

そのためには、自社内における体制の強化はもちろん、国内外のアカデミアや研究企業等との積極的な共同研究も推進する所存であります。

（内部管理・統制における課題）

当社は、継続企業（ゴーイングコンサーン）としての企業体質を構築するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題の一つであると認識しております。

経営の効率化を図り、経営の健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株式価値を向上させることが、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの皆様から信頼をいただく条件であると考え、俊敏さも兼ね備えた全社的に効率化された組織についても配慮しながらも業務執行の妥当性、管理機能の効率性・有効性を心がけ、改善に努める所存であります。

具体的には、企業統治において取締役会及び監査役会の実施等により、定期的に調査と管理を行い経営の意思決定のチェック及び問題点の修正ができる経営体制の維持に努めております。また内部管理体制についても健全な業務管理を行うため、内部牽制組織として内部監査担当者を選任しております。内部監査

担当者は「内部監査規程」に基づき監査計画を策定し、定期的に各部門に対して日常業務の適法性の監査を実施するとともに、業務改善に関する指摘、助言を行い、業務の効率化や改善を図っております。

また当社は、いかなる場合においても反社会的勢力及びその関係者とは取引や交際をせず、金銭その他の経済的利益を提供しないこと、また、反社会的勢力に対しては組織的に対応することとしております。

4 【事業等のリスク】

当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、当社として必ずしも重要なリスクと考えていない事項及び具体化する可能性が必ずしも高くないと想定される事項についても、投資判断の上で又は当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。リスクの発生をすべて回避できる保証はありません。また、以下の記載内容は当社のリスクすべてを網羅するものではありませんのでご注意ください。

なお、本項記載の将来に関する事項は、本屆出書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内包しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境に由来するリスク

① 特殊ペプチドの医薬品としての可能性について

当社の特殊ペプチドは、タンパク質の合成に利用される20種類のL体のアミノ酸のみならず、特殊アミノ酸と呼ばれるD体のアミノ酸やNメチルアミノ酸等を含んでいます。この性質により、当社は多様性のある特殊ペプチドのライブラリーを作製することができ、その中からターゲットタンパクに対して強い結合力・特異性を有し、高い生体内安定性を保ち、細胞膜透過性をも有する特殊ペプチドを創製することができます。

このような特質から、当社の特殊ペプチドは、新たな医薬品候補物質として期待されており、製薬会社との契約に結びついております。

当社の創薬開発プラットフォームシステム（PDPS）が稼働を開始したのは、平成22年であります。医薬品は基礎研究から製造販売承認等を取得するまでに、通常、多大な開発費用と10年以上の長い年月を必要とします。当社の特殊ペプチド創薬開発技術は、まだ生まれて日が浅いため、当社の特殊ペプチドからこれまでに新薬が承認された実績はありません。（ただし、自然界に存在する特殊アミノ酸を組み込んだ有機化合物から新薬が承認された実績があります。たとえば、昭和58年（1983年）にスイスのSandoz（サンド）社から発売された免疫抑制剤「Sandimmun（サンディミュン）」は、ノルウェー南部のハルダンゲル高原の土壌から発見された真菌が産生していた特殊な構造のペプチド（シクロスポリン）から作られています。）

将来において、当社の特殊ペプチドによる新薬開発実績が生み出せなかった場合や当社の特殊ペプチド創薬技術がクライアントの医薬品開発に貢献できない事態が生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 技術革新について

当社の創薬開発プラットフォームシステム（PDPS）は、特殊ペプチドを医薬品候補物質として運用するために必要となる一連の技術（（A）特殊ペプチドを創製し、（B）低分子医薬及び抗体医薬を超える多様性を持ったライブラリーを構築し、（C）高速でスクリーニングを行う技術。）を組み込んでおり、この（A）から（C）のいずれの技術をとってみても、同じくペプチドを医薬品候補物質として扱っている他社の技術と比べ、優位性を保っているものと考えております。

しかしながら、技術は日々進歩するものであり、当社の特許技術に抵触しない技術をもって当社PDPSを上回る技術が開発されることも考えられます。

当社としては、PDPSを継続的に発展させるため、研究開発を積極的に実施し、PDPSに必要な知的財産権の確保に努めていく方針であります。当社PDPSを上回る技術が開発された場合には、当社の競争優位性が低下する結果、当社の希望する条件でクライアントとの間で契約を締結することができなくなる可能性が増加するなど、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に由来するリスク

① 事業セグメントが単一かつ特殊ペプチド医薬に特化した事業であることについて

現在、当社の事業セグメントはアライアンス事業単一であります。アライアンス事業は、当社と製薬企業（クライアント）との間で共同研究開発契約を締結し、相互に率直に意見交換をしながら、研究を進めていくスタイルをとっております。

当社は、クライアントから様々な示唆を受けて、当社として取り組めることを応答し、契約ごとに互いに共同研究の成果・達成のポイントを明らかにすることにより、単一セグメントながら多様なニーズに応じてきており、柔軟性のある研究開発態勢になっております。

こうした取り組みにより、当社は特殊ペプチドの可能性の広がりを感じるところではありますが、他方で、クライアントの研究開発の推進に関する価値判断又は取り組み姿勢が変化した場合には、当社においても研究開発態勢の変更を要するなど、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は特殊ペプチド医薬に特化して事業を展開しております。当社の創薬開発プラットフォームシステム（PDPS）により創製される特殊ペプチドは、新規性・進歩性を有するオリジナリティの高いものであり、容易に代替技術が生まれて当社の存在価値が危ぶまれるような事態になることは想定し難いと考えておりますが、特殊ペプチドに対する製薬企業の評価が変化した場合や当社の特殊ペプチド創薬技術がクライアントの医薬品開発に貢献できない事態が生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 複数の製薬企業との共同研究開発を実施していることについて

本届出書提出日現在、当社の共同研究開発契約先は8社（国内2社、海外6社）あります。それぞれの会社は、独自の創薬開発ターゲットを保有しており、当社はその研究開発について提案を受けて推進していくこととなりますが、まれに各製薬企業間で創薬開発ターゲットが競合してしまうことがあります。競合が生じたときは、当社が各製薬企業との間に立って差配することにより、トラブルを未然に防止しており、現在までにトラブルが生じた事例はありません。

しかし、今後、その調整が困難になる事態が生じた場合、当社は新たな共同研究開発契約や新たなターゲットタンパクが獲得できないなど、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 収益計上について

当社の売上カテゴリーは、原則として（A）契約一時金（テクノロジカルアクセスフィー）に始まり順次、（B）研究開発支援金、（C）追加研究開発支援金、（D）創薬開発権利金、（E）各種目標達成報奨金（マイルストーン）、（F）売上ロイヤルティ、（G）売上達成報奨金で構成されております。

（A）契約一時金（テクノロジカルアクセスフィー）、（B）研究開発支援金及び（C）追加研究開発支援金は当社の事業活動に依拠する部分が多いものの、特に（B）及び（C）について、クライアントの方針転換等の影響を受けてプロジェクトが終了し、それ以降の収益が計上できないことがあります。また、

（A）は、相対的に（B）及び（C）よりも額が大きく、一度に売上が計上されるため、当社の経営成績は

(A) の計上に少なからず影響を受けることになります。

(D) 創薬開発権利金や (E) 各種目標達成報奨金に至っては、クライアントにおける業務の進行状況に大きく依存するものであり、当社でのコントロールは極めて困難な売上カテゴリーであります。

そのため、当社の計画に対してクライアントにおける研究開発の進捗が遅れた場合やクライアントの研究開発方針に変更等があった場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 法的な紛争の可能性について

当社は、事業を展開する上で、第三者の権利又は利益を侵害した場合には、損害賠償等の訴訟を提起されるなど法的な紛争が生じる可能性があります。

本届出書提出日現在、法的な紛争は生じておりませんが、今後、当社と第三者との間に法的な紛争が生じた場合、紛争の解決に労力、時間及び費用を要する可能性があります。その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、将来的な事業展開においては、他社が保有する特許権等への抵触により、事業上の制約を受けるなど、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社のビジネスモデル上、当社は直接に医薬品を製造又は加工するものではなく、また当社が製薬企業と共同研究開発した特殊ペプチド医薬品が上市にまで至った事例は未だありませんが、今後、万が一、当社が共同研究開発に携わった医薬品において健康被害が引き起こされた場合には、そのネガティブなイメージにより、当社及び当社の創薬開発プラットフォームシステム (PDPS) に対する信頼性に悪影響が生じ、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 経営上の重要な契約について

当社の事業展開上、重要と思われる契約の概要は「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しておりますが、当該契約が期間満了、解除若しくはその他の事由に基づき終了した場合又は契約の相手方の経営方針が変更された場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 共同研究開発の進捗について

当社は、設立以来第4期 (平成22年6月期) までは創薬開発プラットフォームシステム (PDPS) を完成させることに注力し、アライアンス事業は第5期 (平成23年6月期) から本格的に開始しております。

本届出書提出日現在、国内外8社の製薬企業と共同研究開発契約を締結しており、28個 (バックオーダーを除く。) の標的分子 (ターゲットタンパク) に係る共同研究開発を実施しております。なお、これらの取り組みの中から、平成24年10月に当社で初めてのリード化合物の創製に成功し、その後平成25年3月にも2件目のリード化合物の創製に成功いたしました。

しかしながら、今後、新たな標的分子に係る共同研究開発が開始されない場合や共同研究開発の結果がクライアントの要求水準を満たせない場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 創薬開発プラットフォームシステム（PDPS）の技術貸与について

当社では、共同研究開発契約を締結している製薬企業からの要望により、平成26年から平成27年にかけて、創薬開発プラットフォームシステム（PDPS）を技術貸与（テクノロジカルトランスファー）する計画があります。

技術貸与により、貸与先はPDPSを使って自社で自由に研究開発をすることができるようになります。当社は、技術貸与の対価としてライセンスフィーを受領するほか、貸与先がPDPSを使用して開発する医薬品候補物質や新薬について、既存のアライアンス事業と類似の形式でライセンスフィーを受領することができます。

この技術貸与により、当社には多額の一時金が売上として発生する見通しではありますが、これは既存のアライアンス事業の延長ではあるものの、これまでの事業とは異なる収益形態となります。当社としては、下記の意義から技術貸与について積極的に進めていきたいと考えておりますが、クライアントにとっては多額の費用がかかるため、貸与先は限定されることとなります。

技術貸与をすることにより当社の技術が外部に出ていくこととなりますが、新薬の開発には長期間を要することや当社の特許権の期間を勘案すれば、技術貸与をすることで製薬業界において当社のPDPSを特殊ペプチド医薬のデファクトスタンダードにすることが可能になることには大きな意義があるものと考えております。

以上より、当社の経営成績がある事業年度において突出した形になる可能性がありますが、必ずしもその経営成績の水準がその翌期以降においても持続するとは限りません。

⑧ 自社パイプラインについて

当社は、「第2 事業の状況 6 研究開発活動」に記載したとおり、社内に先端研究グループを設置し、DDS製剤を中心に自社パイプラインの開発に向けて力を注いでおります。

現在、自社パイプラインとして進行しているものとしては、ペプチドコンジュゲーション（*）に係る取り組みが挙げられます。細胞実験において蛍光物質の細胞内誘導に成功している段階であり、具体的な化学療法剤や毒素などを結合させた実験結果から、研究の成果と今後の課題を得ております。

自社パイプラインについては、現在のところ基礎研究の段階ではありますが、研究開発が順調に進捗した場合には、早ければ第10期（平成28年6月期）に前臨床試験が開始され、多額の開発費用を要する状態になる可能性があります。また、自社パイプラインの研究開発が順調に進展しない場合には、将来の事業化のオプションを一部失う可能性があります。

なお、自社パイプラインの研究開発が順調に進捗し、特殊ペプチド医薬品の上市を目指すこととなった場合には、各国の薬事法等の諸規制に則った医薬品の製造販売承認申請を行い、承認を取得することが必要になります。当社が開発した特殊ペプチド医薬品について、品質、有効性及び安全性に関する十分なデータが得られず、医薬品としての有用性を示すことができない場合には、承認が計画どおりに取得できず、上市が困難になる可能性があります。このような事象が生じた場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

* ペプチドコンジュゲーション 特定のタンパクに特異的な強い結合力を有する特殊ペプチドと細胞毒性を持つ薬剤などを結合させて副作用の少ない選択的治療を実施すること。一般的にミサイル療法などと呼ばれている。

(3) 知的財産権について

① 特許の取得・出願状況について

当社は事業において様々な発明及び特許権を実施しておりますが、これらは当社、国立大学法人東京大学又はニューヨーク州立大学により登録済みになっているものと審査中のものがあります。

しかしながら、出願中の発明すべてについて特許査定がなされるとは限りません。また、特許権を設定登録した場合でも、特許権に係る法的な紛争が生じ、当社が実施する権利に何らかの悪影響が生じる可能性や当社が実施する特許権を上回る優れた技術の出現により、当社が有する特許権に含まれる技術が陳腐化する可能性があります。こうした事態が生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

そのほか、当社は、国立大学法人東京大学又はニューヨーク州立大学が出願人である発明又は特許権に関して、契約により第三者サブライセンス権付き独占実施・許諾権を獲得しておりますが、当該契約の内容が変更されたり、期間満了や解除等により契約が終了した場合等にも、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 職務発明に対する社内対応について

当社が職務発明の発明者である役員等から特許を受ける権利を譲り受けた場合、当社は特許法に定める「相当の対価」を支払うこととなります。当社では、その取扱いについて社内規則等でルールを定めており、これまでに発明者との間で問題が生じたことはありません。しかしながら、職務発明の取扱いにつき、相当の対価の支払請求等の問題が生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材及び組織に由来するリスク

① 特定の人材への依存について

代表取締役社長である窪田規一氏は、経営戦略の策定、研究開発や事業開発の推進において重要な役割を果たしております。また、特殊ペプチド創薬の第一人者である社外取締役の菅裕明氏、研究開発責任者の常務取締役リード・バトリック氏も、それぞれ会社の意思決定や事業推進に重要な役割を担っております。

当社では、これらの取締役役に過度に依存しない経営体制を築くために、経営組織の強化を図っております。しかしながら、当面の間はこれら取締役への依存度が高い状態で推移するものと考えております。このような状態において、これら取締役の事業への関与が何らかの理由により困難となった場合には、当社の事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 小規模組織であることについて

当社は役員7名（取締役4名、監査役3名）、従業員25名（平成25年3月31日現在）と小規模であり、内部管理体制も相応の規模となっております。当社においては、業務上必要な人員の増強及び内部体制の充実を図っていく方針ではありますが、人材流出が生じた場合及び代替要員の不在等の問題が生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の確保について

当社は、現時点において従業員数を急激に拡充させる計画はありませんが、創薬基盤技術の深化、創薬

研究開発の進展を図るには、研究開発分野における専門的な知識・技能をもった優秀な人材の確保が必要であると考えております。

当社の想定した人材の確保に支障が生じた場合、又は優秀な人材の社外流出が生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他に由来するリスク

① 社歴が浅いことについて

当社は、平成18年7月に設立された社歴が浅い会社であることから、業績の期間比較を行うための十分な財務数値が得られておりません。したがって、過年度の経営成績及び財政状態だけでは今後の当社の業績を判断する材料としては十分な期間とは言えないものと考えます。

なお、当社は、本届出書提出日現在、すでにリード化合物の基準達成によりクライアント研究開発フェーズに移行したものがあり、また、平成25年3月には2件目のリード化合物の創製に成功しておりますが、事業等のリスク「(2)⑥共同研究開発の進捗について」に記載したとおり、アライアンス事業は第5期（平成23年6月期）から本格的に開始したものであり、特殊ペプチド医薬品が上市にまで至った事例はありません。

② 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員、従業員及び取引先等に対し新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本届出書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は2,810,000株であり、発行済株式数及び潜在株式数の合計の20.02%に相当しております。

③ 配当政策について

配当政策については「第4 提出会社の状況 3 配当政策」に記載しておりますが、当社は配当による株主様への利益還元も重要な経営課題だと認識しております。

当社は、将来においても安定的な収益の獲得が可能であり、かつ、研究開発資金を賄うに十分な利益が確保できる場合には、将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で、利益配当についても検討してまいります。

④ 情報管理について

当社の事業は、クライアントである製薬企業からターゲットタンパクの情報を預かる立場にあります。そのため、当社は、当社の従業員との間において顧客情報を含む会社の情報に係る誓約書を徴求し、会社情報の漏えいの未然防止に努めております。

しかしながら、万一顧客の情報を含む会社の情報が外部に漏えいした場合は、当社の信用低下を招き、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 外国為替相場の変動について

当社は、売上高の約87%（第7期第3四半期累計期間）が外国通貨建てとなっておりますが、為替予約等による為替リスクヘッジは行っておりません。したがって、為替相場が変動した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼすこととなります。

⑥ 資金使途について

当社は、公募増資で調達した資金を主に共同研究開発や自社パイプライン研究開発のために充当する予定であります。

当社を取り巻く経営環境の変化は激しく、新規参入者等により当社の事業環境に大きな影響を受ける可能性があります。そのため、共同研究開発や自社パイプライン研究開発並びにそれらに関連する設備・人材への投資及び知的財産権の確保等に使用し、いっそうの事業の強化を図ってまいります。

なお、事業等のリスク「(2)⑧自社パイプラインについて」に記載したとおり、自社パイプライン研究開発が順調に進捗した場合には、早ければ第10期（平成28年6月期）に前臨床試験を開始することが予想されます。この場合、今般調達した資金は、多額の資金を必要とする前臨床試験及び臨床試験に充当することが考えられます。

⑦ 自然災害等の発生

当社は、東京都目黒区に本社及びラボを設置しており、事業活動や研究開発活動に関する設備及び人員が現所在地に集中しております。このため、現所在地の周辺地域において、地震等の自然災害、大規模な事故、テロ等が発生し、当社設備の損壊、各種インフラの供給制限等の不測の事態が発生した場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 基盤技術に関する独占ライセンス契約

相手先の名称	ニューヨーク州立大学	国立大学法人東京大学
契約名称	Patent License Agreement (独占ライセンス契約)	独占ライセンス契約
主な契約内容	①許諾内容 第三者に対する再実施権を含めた独占実施・許諾権 ②対象となる特許・発明 下表参照 ③契約期間 下表参照	①許諾内容 第三者に対する再実施権を含めた独占実施・許諾権 ②対象となる特許・発明 下表参照 ③契約期間 下表参照

対象発明の名称	出願者	出願日	登録日	登録番号	契約期間
Catalytic RNAs with Aminoacylation Activity	ニューヨーク州立大学	平成12年11月22日 平成11年11月24日 平成12年11月22日	平成23年5月20日 平成18年2月21日 平成20年6月4日	特許第4745577号 US 7,001,723 B1 EP 1232285 B1	平成19年3月21日から特許権の存続期間終了の日まで
Ribozymes with Broad tRNA Aminoacylation Activity	ニューヨーク州立大学	平成15年2月18日 平成14年2月15日 平成15年2月18日	平成22年2月26日 平成21年11月24日 平成21年7月29日	特許第4464684号 US 7,622,248 B2 EP 1483282 B1	平成19年3月21日から特許権の存続期間終了の日まで
多目的アシル化触媒とその用途	国立大学法人東京大学	平成17年12月6日 平成18年12月5日 平成18年12月5日	平成24年11月2日 平成24年5月29日 平成24年8月1日	特許第5119444号 US 8,188,260 B2 EP 1964916	平成18年12月1日 ～ 平成28年3月31日
N末端に非天然骨格をもつポリペプチドの翻訳合成とその応用	国立大学法人東京大学	平成18年11月17日 平成19年11月13日	平成25年2月22日 —	特許第5200241号 PCT/JP2007/071986	平成18年12月1日 ～ 平成28年3月31日
環状ペプチド化合物の合成方法	国立大学法人東京大学	平成19年3月26日 平成20年3月26日	—	特願2007-080141 PCT/JP2008/055771	平成20年2月1日 ～ 平成28年3月31日
新規人工翻訳合成系	国立大学法人東京大学	平成22年8月27日 平成23年8月26日	—	特願2010-190315 PCT/JP2011/069251	平成23年3月1日 ～ 平成28年3月31日
N-メチルアミノ酸及びその他の特殊アミノ酸を含む特殊ペプチド化合物ライブラリーの翻訳構築と活性種探索法	国立大学法人東京大学	平成22年9月9日 平成23年9月8日	—	特願2010-202012 PCT/JP2011/070439	平成23年3月10日 ～ 平成28年3月31日
αヘリックス2次構造を固定した特殊ペプチドライブラリーの合成法と活性種探索法	国立大学法人東京大学	平成22年12月3日 平成23年12月5日	—	特願2010-270958 PCT/JP2011/078028	平成23年3月1日 ～ 平成28年3月31日
特異的機能低分子化合物含有特殊ペプチドライブラリーの合成法と活性種探索法	国立大学法人東京大学	平成23年12月5日	—	PCT/JP2011/078029	平成23年3月10日 ～ 平成28年3月31日
アゾリン化合物及びアゾール化合物のライブラリー、並びにその製造方法	国立大学法人東京大学	平成24年3月9日	—	PCT/JP2012/056181	平成23年3月10日 ～ 平成28年3月31日
pH依存的に標的分子に結合するペプチドのスクリーニング方法	国立大学法人東京大学	平成24年6月6日	—	特願2012-129056	平成24年8月1日 ～ 平成28年3月31日
MATE活性阻害ペプチド	国立大学法人東京大学	平成24年7月31日	—	特願2012-170144	平成25年3月8日 ～ 平成28年3月31日
ヘテロ環を含む化合物の製造方法	国立大学法人東京大学	平成25年3月7日	—	特願2013-045888	平成25年3月8日 ～ 平成28年3月31日

(注) 上記契約の対価として一定料率のロイヤルティを支払っております。

(2) アライアンス（共同研究開発）契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約終了日	契約内容
Cambridge Antibody Technology Ltd. → MedImmune Ltd. → AstraZeneca Plc. (注)	英国	1次 平成19年5月25日 2次 平成21年3月31日 3次 平成24年9月28日	いずれも左記契約日を始期として終期の定めなし	1次 共同技術研究開発契約 2次 フィージビリティ契約 3次 PDPSを用いた共同創薬研究開発契約
Bristol-Myers Squibb Company	米国	平成22年10月15日	左記契約日を始期として終期の定めなし	PDPSを用いた共同創薬研究開発契約
AMGEN Inc.	米国	1次 平成22年11月30日 2次 平成24年12月17日	いずれも左記契約日を始期として終期の定めなし	1次 PDPSを用いた共同創薬研究開発契約 2次 PDPSを用いた共同創薬研究開発契約
田辺三菱製薬株式会社	日本	平成22年12月13日	左記契約日を始期として終期の定めなし	PDPSを用いた共同創薬研究開発契約
Novartis Pharma AG	スイス	1次 平成22年7月1日 2次 平成24年11月9日	いずれも左記契約日を始期として終期の定めなし	1次 フィージビリティ契約 2次 PDPSを用いた共同創薬研究開発契約
Pfizer Inc.	米国	平成22年12月17日	左記契約日を始期として終期の定めなし	PDPSを用いた共同創薬研究開発契約
第一三共株式会社	日本	平成24年7月8日	左記契約日を始期として終期の定めなし	PDPSを用いた共同創薬研究開発契約
GlaxoSmithKline Plc.	英国	平成24年9月14日	左記契約日を始期として終期の定めなし	PDPSを用いた共同創薬研究開発契約

(注) Cambridge Antibody Technology Ltd. 及び MedImmune Ltd. は、AstraZeneca Plc. の子会社であります。1次契約はCambridge Antibody Technology Ltd. と、2次契約はMedImmune Ltd. と、3次契約はAstraZeneca Plc. と締結しております。

6 【研究開発活動】

当社の研究開発部門は、研究開発グループと先端研究グループに分かれております。研究開発グループは、クライアントとの共同研究開発契約に伴うプロジェクトの推進を担っております。先端研究グループは、将来的な自社パイプラインの開発を中心に研究を進めております。

研究開発グループは創薬開発プラットフォームシステム：PDPS (Peptide Discovery Platform System) を駆使してクライアントとの共同研究開発契約に伴うプロジェクトを推進することが役割となっておりますが、プロジェクト推進の中でPDPSの改良やノウハウ拡大、新しいライブラリーの構築等の検討も適時行われております。内容的には研究開発活動に近いと思われませんが、プロジェクト推進に直接結びつく内容であることから研究開発費の対象とはしておりません。

当社の研究開発費は先端研究グループのDDS製剤を中心とした、自社パイプラインの開発によるものであります。

第6期事業年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

当事業年度における研究開発費は40,447千円であります。

当事業年度において中心となる研究開発活動は、新しく特許出願された特殊ペプチドライブラリーを効率的に活用することに注力しています。当社のPDPSを深化させるためには、異なった多種の特殊ペプチドライブラリーを構築し活用できることが、重要なポイントになります。従いまして、既に構築した特殊ペプチドライブラリーを効率的に活用できるようにし、加えて研究開発グループへ移管させることが、重要であります。これらの活動により、結果として4種類の新しい特殊ペプチドライブラリーがアライアンス事業で活用できるようになりました。

また、がん細胞に対する特殊ペプチドの研究に関しては、特殊ペプチドと低分子医薬（毒性の強い抗がん剤など）、siRNA（*39）を結合させるペプチドコンジュゲート（*40）技術によって、新しい治療薬の可能性を見出すことが可能になりました。この特殊ペプチドコンジュゲート技術をさらに発展させることにより、自社パイプラインの成功確率が高くなります。今後、さらなる研究を進め、特殊ペプチドコンジュゲート技術の確立を積極的に推進していく方針です。

第7期第3四半期累計期間（自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日）

当第3四半期累計期間における研究開発費は36,010千円であります。

前事業年度に引続き、ペプチドコンジュゲート技術による新しい治療薬開発を推進いたしました。この研究開発活動のなかで、セル・ベースでの試験において、蛍光標識した特殊ペプチドの細胞内への導入に成功いたしました。これにより、ペプチドコンジュゲート技術の確立の可能性が一層高まり応用範囲のさらなる拡大が見込まれることとなりました。また、自社パイプライン成功の道筋がより明瞭となりました。

<用語解説>

*39	siRNA	特殊な二本鎖構造をした短いRNAが、特定のRNAの機能を抑制することが知られている。これをRNA干渉という。RNA干渉を起こす短い二本鎖RNAをsiRNAといい、これを用いていろいろな遺伝子の機能を解析したり、病気の治療に応用することができる。
*40	ペプチドコンジュゲート	特異性の高いペプチドを道案内として、他の分子（低分子医薬品やsiRNA）を特定のタンパクや細胞に誘導させるために必要なペプチド加工技術。当社の特殊ペプチドは非常に多機能でありペプチドコンジュゲートには最適である。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されています。この財務諸表の作成にあたりまして、当事業年度末日における資産及び負債、会計期間における収益及び費用について会計上の見積りを必要としております。この見積りに関しては、過去の実績及び適切な仮定に基づいて合理的に計算しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

(2) 財政状態の分析

第6期事業年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

（資産）

当事業年度末における資産の残高は前事業年度末に比べ、254,845千円減少し、405,869千円となりました。この主な要因は、現金及び預金が230,959千円減少したことによるものです。

（負債）

当事業年度末における負債の残高は前事業年度末に比べ、248,767千円減少し、78,589千円となりました。この主な要因は、未払法人税等が132,225千円、前受金が83,159千円減少したことによるものです。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は前事業年度末に比べ、6,078千円減少し、327,279千円となりました。この要因は、当期純利益が9,971千円となる一方で、利益剰余金からの配当16,050千円を行ったことによるものです。

第7期第3四半期累計期間（自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における資産の残高は前事業年度末に比べ、912,281千円増加し1,318,150千円となりました。この主な要因は、現金及び預金が785,949千円増加したことによるものです。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債の残高は前事業年度末に比べ、181,391千円増加し259,980千円となりました。この主な要因は、前受金が124,552千円増加したことによるものです。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は前事業年度末に比べ、730,889千円増加し1,058,169千円となりました。この要因は、四半期純利益が133,607千円となることに加えて、第三者割当増資による資本金が299,000千円、資本準備金が298,282千円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」をご参照ください。

(4) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」をご参照ください。

(5) 戦略的現状と見通し

当社は独自の創薬開発プラットフォームシステム（PDPS）を活用して、国内外の製薬企業との共同研究開発活動（アライアンス事業）を推進してまいりました。バイオベンチャー企業を取り巻く経営環境の厳しい中、順調な売上を計上しております。

今後も、現在進捗中のアライアンス事業の成果を出していくことにより、さらなる売上、契約の獲得ができるものと考えております。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照下さい。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は、技術主導型企業として知的財産の獲得及び特許ポートフォリオの形成に注力してまいりました。その結果、独自の知財及び特許戦略を構築することができ、当社事業の基盤となっております。しかしながら、技術革新は日進月歩であります。現在の好調な事業進捗に甘んじることなく、最新技術の動向を把握しつつ、合理的かつ迅速な戦略構築に努める所存であります。

一方、創薬の研究開発には、長い時間と多額の開発資金が必要になります。当社はそのリスクを軽減する意味からも、事業の柱としてアライアンス事業を推進してまいりました。しかしながら、自社パイプライン開発の本格的な進展に伴い、研究開発費の増加により事業コストが増大する可能性があります。そのようなコスト増大にも対応できるような経営体質の構築を推進させる所存であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第6期事業年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）

当事業年度の設備投資については、研究開発の充実・強化などを目的として設備投資を実施いたしました。

当事業年度の設備投資の総額は29,611千円であり、その主なものは研究機器であります。設備投資のための所要資金につきましては、自己資金を充当しております。

第7期第3四半期累計期間（自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日）

当第3四半期累計期間の設備投資については、引続き研究開発の充実・強化などを目的として設備投資を実施いたしました。

当第3四半期累計期間の設備投資の総額は44,653千円であり、その主なものは研究機器であります。設備投資のための所要資金につきましては、自己資金を充当しております。

2 【主要な設備の状況】

平成24年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数(名)
			工具、器具及び備品	合計	
本社 (東京都目黒区)	アライアンス事業	研究機器	104,985	104,985	25

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成25年3月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完成予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完成	
本社 (東京都目黒区)	アライアンス 事業	研究機器	55,000	—	増資資金	平成25年8 月	平成26年5 月	(注) 2
新設研究施設 (東京都文京区)	アライアンス 事業	研究設備、研究機 器等	1,880,000	—	増資資金	平成26年4 月	未定	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,800,000
計	42,800,000

(注) 平成25年1月11日開催の取締役会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は平成25年2月13日より42,372,000株増加し、42,800,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,226,300	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	11,226,300	—	—

(注) 平成25年1月11日開催の取締役会において定款の一部変更が行われ、平成25年2月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、株式数は11,114,037株増加し、発行済株式総数は11,226,300株となっております。

また、平成25年2月13日付で単元株制度導入に伴う定款の一部変更を行い、単元株式を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社が会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成19年4月27日開催株主総会決議）		
	最近事業年度末現在 （平成24年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成25年4月30日）
新株予約権の数	1,200個(注)1、2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,200株(注)2	120,000株(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額	10,000円(注)3	100円(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成19年6月1日から 平成38年12月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 10,000円 資本組入額 5,000円	発行価格 100円 資本組入額 50円 (注)4
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、この調整は、当該時点で権利行使をしていない本新株予約権の目的たる株数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式の無償割当を行う場合、他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が他社との株式交換若しくは株式移転を行う場合、又は、当社が吸収分割若しくは新設分割を行う場合、当社は未行使の新株予約権の目的たる株式の数について合理的に必要と認める調整を行うことができるものとします。

3. 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} \times \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記のほか、次の各号に該当する場合には、新株予約権者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知した上、行使価額の調整を適切に行うものとします。ただし、事前の通知が不可能又は著しく困難である場合には、当社は事後速やかに通知します。

- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の無償割当若しくは資本減少のために行使価額の調整を必要とするとき。
 (2) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更若しくは自己株式の処分又はこれらの可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

4. 平成25年1月11日開催の取締役会決議により、平成25年2月13日付をもって普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は100株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第3回新株予約権（平成19年4月27日開催株主総会決議）		
	最近事業年度末現在 （平成24年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成25年4月30日）
新株予約権の数	200個(注)1、2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	200株(注)2	20,000株(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額	10,000円(注)3	100円(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成30年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 10,000円 資本組入額 5,000円	発行価格 100円 資本組入額 50円 (注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対して、本新株予約権を譲渡することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、この調整は、当該時点で権利行使をしていない本新株予約権の目的たる株数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式の無償割当を行う場合、他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が他社との株式交換若しくは株式移転を行う場合、又は、当社が吸収分割若しくは新設分割を行う場合、当社は未行使の新株予約権の目的たる株式の数について合理的に必要と認める調整を行うことができるものとします。

3. 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} \times \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記のほか、次の各号に該当する場合には、新株予約権者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知した上、行使価額の調整を適切に行うものとします。ただし、事前の通知が不可能又は著しく困難である場合には、当社は事後速やかに通知します。

- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の無償割当若しくは資本減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

(2) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更若しくは自己株式の処分又はこれらの可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

4. 平成25年1月11日開催の取締役会決議により、平成25年2月13日付をもって普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は100株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第4回新株予約権（平成19年4月27日開催株主総会決議）		
	最近事業年度末現在 （平成24年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成25年4月30日）
新株予約権の数	700個(注)1、2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	700株(注)2	70,000株(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額	10,000円(注)3	100円(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成22年2月1日から 平成30年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 10,000円 資本組入額 5,000円	発行価格 100円 資本組入額 50円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の役員、顧問、従業員、経営陣として株主総会にて承認された者の地位であることを要する。ただし、それらの地位を失った場合であっても株主総会が本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りでない。 (2) 新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対して、本新株予約権の全部又は一部につき譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、この調整は、当該時点で権利行使をしていない本新株予約権の目的たる株数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式の無償割当を行う場合、他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が他社との株式交換若しくは株式移転を行う場合、又は、当社が吸収分割若しくは新設分割を行う場合、当社は未行使の新株予約権の目的たる株式の数について合理的に必要と認める調整を行うことができるものとします。

3. 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} \times \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記のほか、次の各号に該当する場合には、新株予約権者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知した上、行使価額の調整を適切に行うものとします。ただし、事前の通知が不可能又は著しく困難である場合には、当社は事後速やかに通知します。

(1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の無償割当若しくは資本減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

(2) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更若しくは自己株式の処分又はこれらの可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

4. 平成25年1月11日開催の取締役会決議により、平成25年2月13日付をもって普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は100株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第5回新株予約権（平成23年4月26日開催株主総会決議）		
	最近事業年度末現在 （平成24年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成25年4月30日）
新株予約権の数	26,000個（注）1、2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	26,000株（注）2	2,600,000株（注）2、5
新株予約権の行使時の払込金額	8,500円（注）3	85円（注）3、5
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日から 平成33年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 8,618円 資本組入額 4,309円	発行価格 87円 資本組入額 44円 （注）5
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の役員、顧問、従業員、経営陣として株主総会にて承認された者の地位であることを要する。ただし、それらの地位を失った場合であっても当社の取締役会が本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りでない。 (2) 各本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対して、本新株予約権の全部又は一部につき譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、この調整は、当該時点で権利行使をしていない本新株予約権の目的たる株数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が株式の無償割当を行う場合、他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が他社との株式交換若しくは株式移転を行う場合、又は、当社が吸収分割若しくは新設分割を行う場合、当社は未行使の新株予約権の目的たる株式の数について合理的に必要と認める調整を行うことができますものとします。

3. 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} \times \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記のほか、次の各号に該当する場合には、新株予約権者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知した上、行使価額の調整を適切に行うものとします。ただし、事前の通知が不可能又は著しく困難である場合には、当社は事後速やかに通知します。

- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の無償割当若しくは資本減少のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更若しくは自己株式の処分又はこれらの可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とするものとします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)2に準じて決定するものとします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権割当契約書に定める各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とするものとします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の権利行使期間の末日までとするものとします。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとするものとします。
 - (7) その他新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使条件に準じて決定するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得事由及び条件
新株予約権の取得に関する事項に準じて決定するものとします。
 - (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定するものとします。
5. 平成25年1月11日開催の取締役会決議により、平成25年2月13日付をもって普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は100株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年7月25日 (注) 1	10,000	92,000	75,000	105,000	75,000	102,000
平成21年7月1日～ 平成22年6月30日 (注) 2	4,000	96,000	1,000	106,000	1,000	103,000
平成22年7月1日～ 平成23年6月30日 (注) 2	11,000	107,000	2,750	108,750	2,750	105,750
平成24年11月13日 (注) 3	5,263	112,263	299,000	407,750	298,282	404,032
平成25年2月13日 (注) 4	11,114,037	11,226,300	—	407,750	—	404,032

(注) 1. 有償第三者割当増資

発行価格 15,000円

資本組入額 7,500円

割当先 ユーテック一号投資事業有限責任組合、住商ファーマインターナショナル株式会社

2. 新株予約権（ストック・オプション及び自社株式オプション）の行使によるものです。

3. 有償第三者割当増資

発行価格 113,487円

資本組入額 56,812円

割当先 Novartis Pharma AG（スイスノバルティス社）

4. 平成25年1月11日開催の取締役会決議により、平成25年2月13日付をもって普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成25年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	1	3	19	25	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	10,000	5,263	3,000	94,000	112,263	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	8.91	4.69	2.67	83.73	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,226,300	112,263	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	11,226,300	—	—
総株主の議決権	—	112,263	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第4回新株予約権

決議年月日	平成19年4月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	50,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)平成25年1月11日開催の取締役会決議により、平成25年2月13日付をもって普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は100株となります。上表の「株式の数」は、調整後の内容となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【自己株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、第5期（平成22年7月から平成23年6月まで）の決算結果に基づき、平成23年8月29日の定時株主総会の決議により1株当たり150円、配当金の総額としては16,050千円の配当を実施しております。第6期（平成23年7月から平成24年6月まで）は、配当を実施しておりません。

一般には、バイオベンチャー企業の場合は研究開発活動のために剰余金は内部留保に充当すべきとの考え方も存在します。しかしながら、当社においては配当による株主様への利益還元も重要な経営課題だと認識しております。

当社は、将来においても安定的な収益の獲得が可能であり、かつ、研究開発資金を賄うに十分な利益が確保できる場合には、将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で、利益配当についても検討してまいります。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当することができる」旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	窪田 規一	昭和28年4月10日	昭和51年4月 昭和53年7月 平成12年11月 平成13年4月 平成18年7月	日産自動車(株) 入社 (株)スペシャルレファレンスラボ ラトリー (現(株)エスアールエ ル) 入社 (株)JGS設立 専務取締役 同社 代表取締役社長 当社設立 代表取締役社長 (現任)	(注)3	1,800,000
常務取締役	研究開発 部長	リード・ バトリック	昭和50年1月14日	平成15年8月 平成16年4月 平成17年1月 平成18年4月 平成19年1月 平成20年8月 平成24年5月 平成24年9月	Dartmouth Medical School NRSA Post-doctoral Fellow 国立大学法人東京大学先端科学 技術研究センター 特任助教授 国立大学法人東京大学国際産学 共同研究センター 客員助教授 国立大学法人東京大学国際産学 共同研究センター 特任助教授 当社 入社 当社 取締役 当社 取締役研究開発部長 当社 常務取締役研究開発部長 (現任)	(注)3	950,000
取締役	経営管理 部長	関根 喜之	昭和50年8月18日	平成10年4月 平成15年2月 平成15年6月 平成16年1月 平成24年5月 平成24年9月	安田生命保険相互会社 (現明治 安田生命保険相互会社) 入社 (株)トレジャー・ファクトリー 入社 同社 財務経理部長 同社 総務部長 当社 入社 総務部長 当社 取締役経営管理部長 (現 任)	(注)3	—
取締役	—	菅 裕明	昭和38年2月21日	平成6年9月 平成9年9月 平成14年9月 平成15年4月 平成17年1月 平成18年7月 平成22年4月	Harvard Medical School/ Massachusetts General Hospital Postdoctoral Fellow State University of New York, University at Buffalo Assistant Professor 同大学 Associate Professor 国立大学法人東京大学先端科学 技術研究センター 助教授 同大学同センター 教授 当社設立 取締役 (現任) 国立大学法人東京大学大学院理 学系研究科 教授 (現任)	(注)3	1,400,000
監査役 (常勤)	—	笹岡 三千雄	昭和24年7月16日	昭和53年9月 昭和55年10月 昭和63年1月 平成15年11月 平成19年3月 平成21年8月 平成24年5月	MIT博士研究員 大塚化学(株) 入社 同社 合成研究室長 同社 探索研究所所長 同社 常務執行役員 同社 顧問 当社 監査役 (現任)	(注)4	100,000
監査役	—	村上 裕	昭和47年6月7日	平成12年4月 平成15年4月 平成19年4月 平成21年4月 平成24年5月	日本学術振興会特別研究員 国立大学法人東京大学先端科学 技術研究センター 助手 同センター 助教 国立大学法人東京大学大学院総 合文化研究科 准教授 (現任) 当社 監査役 (現任)	(注)4	950,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	田中 淳	昭和47年3月1日	平成6年4月 平成16年12月 平成19年7月 平成20年9月 平成20年12月 平成25年2月	朝日監査法人（現有限責任 あず さ監査法人）入所 バイオワン㈱入社 田中公認会計士事務所 開設（現 任） 日本管理センター㈱監査役（現 任） ㈱アカウンティング・アシスト 代表取締役 当社 監査役（現任）	(注)4	—
計							5,200,000

- (注) 1. 取締役 菅裕明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 笹岡三千雄氏、村上裕氏及び田中淳氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成25年2月12日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役任期は、平成25年2月12日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念である「独自の創薬開発プラットフォームシステム「PDPS」(Peptide Discovery Platform System)を活用し、特殊ペプチドによる創薬を完成させることにより、世界中に在る疾病で苦しむ方々に貢献すること」を目的としております。その実現のため、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社のすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることが不可欠であると考えます。

今後とも、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めてまいります。

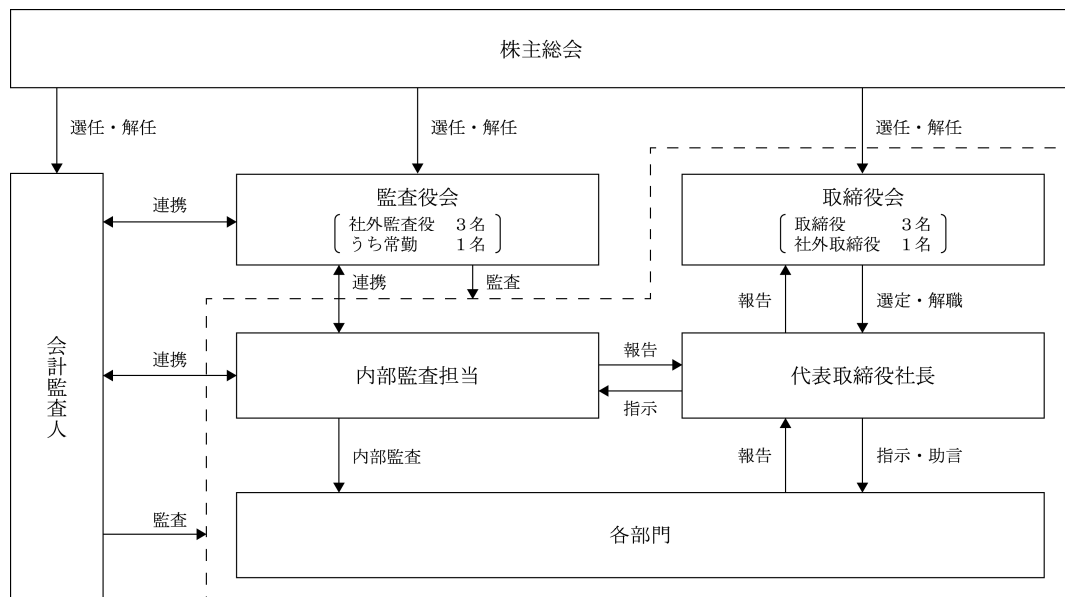
① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

a. 会社の機関の基本説明

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名(いずれも社外監査役)で構成されております。定期的に監査役会を開催するほか、取締役会に出席し迅速かつ公正な監査体制をとっております。

取締役会は、代表取締役1名、取締役3名(うち1名は社外取締役)の計4名で構成されております。取締役会は、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。

b. 会社の機関・内部統制の関係図



c. 内部統制システム整備の状況

当社は、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、業務の適

性を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

取締役会においては、経営の基本方針、法令及び定款、会社諸規程の定めるところにより、経営に関する重要事項等について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

d. 監査役監査及び内部監査の状況

監査役監査につきましては、常勤監査役（1名）、非常勤監査役（2名）がそれぞれの役割に応じて、取締役会への出席、経営トップとの積極的な意見交換を行うとともに、決裁書類の閲覧等を適時に行い、取締役の業務執行の監査を行っています。

内部監査につきましては、内部監査担当者2名が監査を計画的に実施しており、監査結果を代表取締役へ報告しております。被監査部門に対しては、監査結果をフィードバックし、改善事項の指摘及び指導に対して改善方針等について報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

なお、監査役会、内部監査担当者、会計監査人は、相互に連携して、三様監査の体制のもと、課題・改善事項等の情報を共有し、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

e. 会計監査の状況

当社は、会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任し、監査業務を委嘱しております。平成24年6月期に監査業務を執行した公認会計士は、山本守氏、坂井知倫氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。同監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他3名であります。

なお、有限責任 あずさ監査法人、監査業務を執行した公認会計士及びその補助者と当社との間には特別の利害関係はありません。

f. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社では、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。社外取締役である菅裕明氏は（国立大学法人東京大学大学院理学系研究科教授）は、当社株式2,200,000株（普通株式1,400,000株、潜在株式800,000株）を所有しております。社外監査役については、笹岡三千雄氏が当社株式100,000株を所有し、村上裕氏（国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科准教授）が当社株式1,100,000株（普通株式950,000株、潜在株式150,000株）を所有しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、上記以外の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

② リスク管理について

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、リスク管理を強化するため、「リスク管理規程」を制定し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化を未然に防止する体制の構築に努めております。

また、法律事務所、特許事務所及び会計事務所等の法務・会計専門家並びに社外の研究者等外部の専門家との相談や意見交換を通じて、事業に係るリスクをはじめとする諸情報を得て、最善と考えられる経営判断を行うよう努めております。

③ 役員報酬の内容

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	人数	報酬金額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	42,990千円 (一)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	100千円 (100千円)

(注) 平成24年5月25日開催臨時株主総会において、新たに監査役2名が選任され合計で監査役3名となっております。

b. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

④ 責任限定契約について

a. 社外取締役及び社外監査役との間の責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としています。

b. 会計監査人との間の責任限定契約

当社と会計監査人とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としています。

⑤ 取締役の定数及び取締役の選任の決議条件

当社は、取締役の員数を7名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

a. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項及び定款の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。

b. 中間配当に関する事項

当社は、株主への適切な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

c. 自己株式の取得

当社は、機動的に自己株式の取得を行うことを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
1,700	300	6,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）
該当事項はありません。

最近事業年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）
該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）
当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、短期調査業務に対するものであります。

最近事業年度（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日）
該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査日数、監査内容及び当社の事業内容・規模等を勘案したうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。
なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第3項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成22年7月1日から平成23年6月30日まで)及び当事業年度(平成23年7月1日から平成24年6月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年7月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社を有していないため、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応して財務諸表を適切に作成できる体制を整備するために、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 ①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年6月30日)	当事業年度 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	460,187	229,227
売掛金	71,258	39,155
前払費用	12,263	—
繰延税金資産	—	32,498
その他	76	1
流動資産合計	543,786	300,883
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	135,065	164,677
減価償却累計額	△20,457	△59,691
工具、器具及び備品（純額）	114,608	104,985
有形固定資産合計	114,608	104,985
無形固定資産		
特許権	2,320	—
無形固定資産合計	2,320	—
固定資産合計	116,928	104,985
資産合計	660,714	405,869
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,304	2,376
未払金	36,287	9,483
未払費用	16,311	13,330
未払法人税等	170,012	37,787
未払消費税等	4,017	3,249
前受金	90,659	7,500
預り金	763	4,861
役員賞与引当金	5,000	—
流動負債合計	327,357	78,589
負債合計	327,357	78,589

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年6月30日)	当事業年度 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	108,750	108,750
資本剰余金		
資本準備金	105,750	105,750
資本剰余金合計	105,750	105,750
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	115,789	109,711
利益剰余金合計	115,789	109,711
株主資本合計	330,289	324,211
新株予約権	3,068	3,068
純資産合計	333,357	327,279
負債純資産合計	660,714	405,869

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成25年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,015,177
売掛金	128,720
繰延税金資産	58,755
その他	1,512
流動資産合計	1,204,166
固定資産	
有形固定資産	
工具、器具及び備品（純額）	107,731
その他（純額）	6,057
有形固定資産合計	113,789
無形固定資産	195
固定資産合計	113,984
資産合計	1,318,150
負債の部	
流動負債	
買掛金	6,970
未払金	19,865
未払費用	23,779
未払法人税等	59,652
前受金	132,052
その他	17,661
流動負債合計	259,980
負債合計	259,980
純資産の部	
株主資本	
資本金	407,750
資本剰余金	404,032
利益剰余金	243,319
株主資本合計	1,055,101
新株予約権	3,068
純資産合計	1,058,169
負債純資産合計	1,318,150

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当事業年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
売上高	601,549	269,004
売上原価	119,155	167,422
売上総利益	482,394	101,581
販売費及び一般管理費	※1, ※2 133,767	※1, ※2 119,754
営業利益又は営業損失 (△)	348,627	△18,172
営業外収益		
受取利息	36	41
業務受託料	9,080	5,714
受取補償金	—	2,380
その他	23	12
営業外収益合計	9,140	8,148
営業外費用		
支払手数料	2,800	—
為替差損	11,373	11,403
その他	140	120
営業外費用合計	14,313	11,523
経常利益又は経常損失 (△)	343,454	△21,548
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	343,454	△21,548
法人税、住民税及び事業税	167,326	979
法人税等調整額	—	△32,498
法人税等合計	167,326	△31,519
当期純利益	176,128	9,971

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 7 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)		当事業年度 (自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		23,161	19.4	26,199	15.6
II 労務費		57,324	48.1	94,057	56.2
III 経費		38,669	32.5	47,165	28.2
当期売上原価		119,155	100.0	167,422	100.0

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)
売上高	484,479
売上原価	176,358
売上総利益	308,121
販売費及び一般管理費	166,743
営業利益	141,378
営業外収益	
受取利息	68
為替差益	35,934
その他	1
営業外収益合計	36,004
営業外費用	
株式交付費	2,093
株式公開費用	5,972
営業外費用合計	8,065
経常利益	169,317
税引前四半期純利益	169,317
法人税、住民税及び事業税	61,965
法人税等調整額	△26,256
法人税等合計	35,709
四半期純利益	133,607

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当事業年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	106,000	108,750
当期変動額		
新株の発行	2,750	—
当期変動額合計	2,750	—
当期末残高	108,750	108,750
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	103,000	105,750
当期変動額		
新株の発行	2,750	—
当期変動額合計	2,750	—
当期末残高	105,750	105,750
資本剰余金合計		
当期首残高	103,000	105,750
当期変動額		
新株の発行	2,750	—
当期変動額合計	2,750	—
当期末残高	105,750	105,750
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△60,338	115,789
当期変動額		
剰余金の配当	—	△16,050
当期純利益	176,128	9,971
当期変動額合計	176,128	△6,078
当期末残高	115,789	109,711
利益剰余金合計		
当期首残高	△60,338	115,789
当期変動額		
剰余金の配当	—	△16,050
当期純利益	176,128	9,971
当期変動額合計	176,128	△6,078
当期末残高	115,789	109,711
株主資本合計		
当期首残高	148,661	330,289
当期変動額		
新株の発行	5,500	—

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)	当事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)
剰余金の配当	—	△16,050
当期純利益	176,128	9,971
当期変動額合計	181,628	△6,078
当期末残高	330,289	324,211
新株予約権		
当期首残高	—	3,068
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,068	—
当期変動額合計	3,068	—
当期末残高	3,068	3,068
純資産合計		
当期首残高	148,661	333,357
当期変動額		
新株の発行	5,500	—
剰余金の配当	—	△16,050
当期純利益	176,128	9,971
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,068	—
当期変動額合計	184,696	△6,078
当期末残高	333,357	327,279

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当事業年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	343,454	△21,548
減価償却費	17,051	41,554
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,000	△5,000
受取利息及び受取配当金	△36	△41
為替差損益 (△は益)	3,352	7,658
支払手数料	2,800	—
受取補償金	—	△2,380
売上債権の増減額 (△は増加)	△50,972	32,103
前払費用の増減額 (△は増加)	△12,263	12,263
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,584	△1,927
未払金の増減額 (△は減少)	8,305	25
未払費用の増減額 (△は減少)	12,036	△2,654
未払消費税等の増減額 (△は減少)	2,087	△768
前受金の増減額 (△は減少)	87,293	△83,159
預り金の増減額 (△は減少)	24	4,097
その他	3,028	237
小計	424,746	△19,539
利息及び配当金の受取額	36	41
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	841	△130,986
営業活動によるキャッシュ・フロー	425,624	△150,484
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△95,447	△56,766
投資活動によるキャッシュ・フロー	△95,447	△56,766
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	5,410	—
新株予約権の発行による収入	3,068	—
支払手数料の支出	△2,800	—
配当金の支払額	—	△16,050
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,678	△16,050
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,352	△7,658
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	332,503	△230,959
現金及び現金同等物の期首残高	127,683	460,187
現金及び現金同等物の期末残高	※1 460,187	※1 229,227

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	169,317
減価償却費	35,655
受取利息及び受取配当金	△68
為替差損益 (△は益)	△21,856
株式交付費	2,093
株式公開費用	5,972
売上債権の増減額 (△は増加)	△89,565
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,593
未払金の増減額 (△は減少)	10,381
未払費用の増減額 (△は減少)	10,448
前受金の増減額 (△は減少)	124,552
その他	7,298
小計	258,821
利息及び配当金の受取額	68
法人税等の支払額	△39,360
営業活動によるキャッシュ・フロー	219,529
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△44,432
無形固定資産の取得による支出	△221
投資活動によるキャッシュ・フロー	△44,653
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	595,189
株式公開費用の支出	△5,972
財務活動によるキャッシュ・フロー	589,216
現金及び現金同等物に係る換算差額	21,856
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	785,949
現金及び現金同等物の期首残高	229,227
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,015,177

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)	当事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 工具、器具及び備品 3年～5年 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 特許権 5年	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
2 繰延資産の処理方法	創立費 5年間で均等償却を行っております。 株式交付費 支出時に全額費用として処理して おります。	—
3 引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員への賞与の支給に充てるため、当 事業年度における支給見込額に基づ き計上しております。	—
4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における 資金（現金及び現金同等物）は、手 許現金、随時引き出しが可能な預金 からなっております。	同左
5 その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項	消費税等の会計処理 税抜処理を採用しております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)	当事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)
<p>(1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用) 下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等 規則附則第3項の規定に基づき、平成23年7月1日 に開始する事業年度（以下、「翌事業年度」とい う。）における会計方針の変更の注記と同様の内容 を記載しております。 翌事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する 会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30 日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の 適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22 年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に 関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平 成22年6月30日）を適用しております。 この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行 った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮 定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利 益金額を算定しております。 なお、これによる影響は、「1株当たり情報に関す る注記」に記載しております。</p>	<p>(1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する 会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30 日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適 用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6 月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する 実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6 月30日）を適用しております。 この適用により、貸借対照表日後に行った株式分割 は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当 たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定 しております。 なお、これによる影響は、「1株当たり情報に関す る注記」に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当事業年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
(損益計算書関係) 前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「創立費償却」及び「株式交付費」は、当事業年度においては重要性に乏しいため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「創立費償却」は50千円、「株式交付費」は90千円であります。	—————

【追加情報】

前事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当事業年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
—————	(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)	当事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)																												
<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額、並びにおおよその割合は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">32,760千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払報酬</td> <td style="text-align: right;">11,324千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">501千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究開発費</td> <td style="text-align: right;">51,296千円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">おおよその割合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">販売費</td> <td style="text-align: right;">1%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">一般管理費</td> <td style="text-align: right;">99%</td> </tr> </table>	役員報酬	32,760千円	支払報酬	11,324千円	減価償却費	501千円	研究開発費	51,296千円	おおよその割合		販売費	1%	一般管理費	99%	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額、並びにおおよその割合は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">43,090千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払報酬</td> <td style="text-align: right;">16,423千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">301千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究開発費</td> <td style="text-align: right;">40,447千円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">おおよその割合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">販売費</td> <td style="text-align: right;">2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">一般管理費</td> <td style="text-align: right;">98%</td> </tr> </table>	役員報酬	43,090千円	支払報酬	16,423千円	減価償却費	301千円	研究開発費	40,447千円	おおよその割合		販売費	2%	一般管理費	98%
役員報酬	32,760千円																												
支払報酬	11,324千円																												
減価償却費	501千円																												
研究開発費	51,296千円																												
おおよその割合																													
販売費	1%																												
一般管理費	99%																												
役員報酬	43,090千円																												
支払報酬	16,423千円																												
減価償却費	301千円																												
研究開発費	40,447千円																												
おおよその割合																													
販売費	2%																												
一般管理費	98%																												
<p>※2 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費は、51,296千円です。なお、売上原価に含まれる研究開発費はありません。</p>	<p>※2 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費は、40,447千円です。なお、売上原価に含まれる研究開発費はありません。</p>																												

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	96,000	11,000	—	107,000

(変動事由の概要)

ストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使による増加 11,000株

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第5回新株予約権(平成23年4月26日決議)	普通株式	—	26,000	—	26,000	3,068
合計		—	26,000	—	26,000	3,068

(変動事由の概要)

新株予約権の発行による増加 26,000株

3 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年8月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	16,050	150	平成23年6月30日	平成23年8月30日

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	107,000	—	—	107,000

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第5回新株予約権(平成23年4月26日決議)	普通株式	26,000	—	—	26,000	3,068
合計		26,000	—	—	26,000	3,068

3 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年8月29日 定時株主総会	普通株式	16,050	150	平成23年6月30日	平成23年8月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月 30日)		当事業年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月 30日)	
※1	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。	※1	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。
	現金及び預金 460,187千円		現金及び預金 229,227千円
	現金及び現金同等物 460,187千円		現金及び現金同等物 229,227千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月 30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月 30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月 30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。デリバティブ取引は、行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクに晒されております。営業債権である売掛金は、極めて限定的ではありますが、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日となっております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

外貨預金について、為替の変動リスクが経営に与える影響は重要ではないと認識しておりますが、定期的な為替相場を把握し為替変動リスクを管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	460,187	460,187	—
(2) 売掛金	71,258	71,258	—
資産計	531,446	531,446	—
(1) 買掛金	4,304	4,304	—
(2) 未払金	36,287	36,287	—
(3) 未払法人税等	170,012	170,012	—
(4) 未払消費税等	4,017	4,017	—
負債計	214,622	214,622	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	459,908	—	—	—
売掛金	71,258	—	—	—
合計	531,167	—	—	—

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。デリバティブ取引は、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクに晒されております。営業債権である売掛金は、極めて限定的ではありますが、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

外貨預金について、為替の変動リスクが経営に与える影響は重要ではないと認識しておりますが、定期的に為替相場を把握し為替変動リスクを管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	229,227	229,227	—
(2) 売掛金	39,155	39,155	—
資産計	268,382	268,382	—
(1) 買掛金	2,376	2,376	—
(2) 未払金	9,483	9,483	—
(3) 未払法人税等	37,787	37,787	—
(4) 未払消費税等	3,249	3,249	—
負債計	52,897	52,897	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	228,983	—	—	—
売掛金	39,155	—	—	—
合計	268,138	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

1 スtock・オプション及び自社株式オプションによる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2 スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成18年12月8日	平成19年4月27日	平成19年4月27日	平成19年4月27日
付与対象者の区分及び数	取締役 3名 従業員 1名 顧問 1名	社外協力者 1社	社外協力者 1社	従業員 1名 顧問 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 15,000	普通株式 1,200	普通株式 200	普通株式 700
付与日	平成19年2月5日	平成19年5月25日	平成20年1月31日	平成20年1月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の役員、従業員、経営陣として株主総会にて承認された者の地位であることを要する。ただし、それらの地位を失った場合であっても当社の株主総会が本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りでない。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の役員、顧問、従業員、経営陣として株主総会にて承認された者の地位であることを要する。ただし、それらの地位を失った場合であっても当社の株主総会が本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りでない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	—	—	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年1月1日 ～平成28年6月30日	平成19年6月1日 ～平成38年12月4日	平成20年2月1日 ～平成30年1月31日	平成22年2月1日 ～平成30年1月31日

(注) 第2回新株予約権及び第3回新株予約権はストック・オプションに該当しない自社株式オプションであり、第1回新株予約権及び第4回新株予約権はストック・オプション並びに自社株式オプションであります。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
決議年月日	平成18年12月8日	平成19年4月27日	平成19年4月27日	平成19年4月27日
権利確定前				
前事業年度末(株)	—	—	—	—
付与(株)	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	—
権利確定後				
前事業年度末(株)	11,000	1,200	200	700
権利確定(株)	—	—	—	—
権利行使(株)	11,000	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—
未行使残(株)	—	1,200	200	700

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
決議年月日	平成18年12月8日	平成19年4月27日	平成19年4月27日	平成19年4月27日
権利行使価格(円)	500	10,000	10,000	10,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

3 当事業年度に付与されたストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度に付与されたストック・オプション及び自社株式オプションはありません。

4 ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプション及び自社株式オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円
- (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 88,000千円

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

1 スtock・オプション及び自社株式オプションによる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、Stock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2 スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成19年4月27日	平成19年4月27日	平成19年4月27日
付与対象者の区分及び数	社外協力者 1社	社外協力者 1社	従業員 1名 顧問 1名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,200	普通株式 200	普通株式 700
付与日	平成19年5月25日	平成20年1月31日	平成20年1月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の役員、顧問、従業員、経営陣として株主総会にて承認された者の地位であることを要する。ただし、それらの地位を失った場合であっても当社の株主総会が本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りでない。
対象勤務期間	—	—	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年6月1日 ～平成38年12月4日	平成20年2月1日 ～平成30年1月31日	平成22年2月1日 ～平成30年1月31日

(注) 第2回新株予約権及び第3回新株予約権はStock・オプションに該当しない自社株式オプションであり、第4回新株予約権はStock・オプション並びに自社株式オプションであります。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成19年4月27日	平成19年4月27日	平成19年4月27日
権利確定前			
前事業年度末(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
前事業年度末(株)	1,200	200	700
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	1,200	200	700

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成19年4月27日	平成19年4月27日	平成19年4月27日
権利行使価格(円)	10,000	10,000	10,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

3 当事業年度に付与されたストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度に付与されたストック・オプション及び自社株式オプションはありません。

4 ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプション及び自社株式オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千元
- (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千元

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成23年6月30日)	当事業年度 (平成24年6月30日)																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">2,034千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">13,502千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">前受金</td> <td style="text-align: right;">36,889千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">5,652千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">508千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産 小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">58,588千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△58,588千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産 合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">一千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">一千円</td> </tr> </table>	役員賞与引当金	2,034千円	未払事業税	13,502千円	前受金	36,889千円	未払費用	5,652千円	その他	508千円	繰延税金資産 小計	58,588千円	評価性引当額	△58,588千円	繰延税金資産 合計	一千円	繰延税金資産の純額	一千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">52,264千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">2,812千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">前受金</td> <td style="text-align: right;">2,850千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,647千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">285千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産 小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">59,860千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△27,361千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産 合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">32,498千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">32,498千円</td> </tr> </table>	繰越欠損金	52,264千円	未払事業税	2,812千円	前受金	2,850千円	未払費用	1,647千円	その他	285千円	繰延税金資産 小計	59,860千円	評価性引当額	△27,361千円	繰延税金資産 合計	32,498千円	繰延税金資産の純額	32,498千円
役員賞与引当金	2,034千円																																				
未払事業税	13,502千円																																				
前受金	36,889千円																																				
未払費用	5,652千円																																				
その他	508千円																																				
繰延税金資産 小計	58,588千円																																				
評価性引当額	△58,588千円																																				
繰延税金資産 合計	一千円																																				
繰延税金資産の純額	一千円																																				
繰越欠損金	52,264千円																																				
未払事業税	2,812千円																																				
前受金	2,850千円																																				
未払費用	1,647千円																																				
その他	285千円																																				
繰延税金資産 小計	59,860千円																																				
評価性引当額	△27,361千円																																				
繰延税金資産 合計	32,498千円																																				
繰延税金資産の純額	32,498千円																																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">試験研究費控除</td> <td style="text-align: right;">△2.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">9.9%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">48.7%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	住民税均等割等	0.1%	試験研究費控除	△2.2%	評価性引当額の増減	9.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.7%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。</p> <p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p style="padding-left: 20px;">「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年7月1日に開始する事業年度から平成26年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。</p> <p style="padding-left: 20px;">この税率変更により、繰延税金資産の金額は2,291千円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。</p>																								
法定実効税率 (調整)	40.7%																																				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%																																				
住民税均等割等	0.1%																																				
試験研究費控除	△2.2%																																				
評価性引当額の増減	9.9%																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.7%																																				

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

当社は、アライアンス事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

当社は、アライアンス事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

【関連情報】

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	欧州	合計
20,000	514,914	66,635	601,549

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Bristol-Myers Squibb Company (米国 ブリistol・マイヤーズスクイブ社)	357,714	アライアンス事業
Pfizer Inc. (米国ファイザー社)	126,393	アライアンス事業
Novartis Pharma AG (スイスノバル ティス社)	66,635	アライアンス事業

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	欧州	合計
42,500	220,824	5,679	269,004

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Bristol-Myers Squibb Company (米国 プリストル・マイヤーズスクイブ社)	148,287	アライアンス事業
田辺三菱製薬株式会社	42,500	アライアンス事業
AMGEN Inc. (米国アムジェン社)	40,364	アライアンス事業
Pfizer Inc. (米国ファイザー社)	32,172	アライアンス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)	当事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)
1株当たり純資産額	30.87円	30.30円
1株当たり当期純利益金額	16.71円	0.93円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成25年1月11日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年2月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成23年7月1日に開始する事業年度(以下、「翌事業年度」という。)における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

翌事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度及び当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、下表のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)	当事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)
1株当たり純資産額	3,086.82円	3,030.02円
1株当たり当期純利益金額	1,671.46円	93.20円

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)	当事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	176,128	9,971
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	176,128	9,971
普通株式の期中平均株式数(株)	10,537,400	10,700,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数28,100個)。これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の数28,100個)。これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年6月30日)	当事業年度 (平成24年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	333,357	327,279
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,068	3,068
(うち新株予約権)(千円)	(3,068)	(3,068)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	330,289	324,211
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,700,000	10,700,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)

(第三者割当による新株式の発行)

平成24年11月8日開催の当社取締役会において、第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 募集等の方法	第三者割当の方法による
2. 発行する株式の種類及び数	当社普通株式5,263株
3. 発行価格	1株につき1,425米ドル
4. 発行価額の総額	7,499,775米ドル
5. 資本組入の総額	払込価格の2分の1の金額(ただし、百万円の単位で切り上げた額)
6. 割当先	Novartis Pharma AG (スイスノバルティス社)
7. 払込期間	平成24年11月9日から平成24年11月16日まで
8. 資金の使途	運転資金及び研究開発の拡充・展開

(株式分割及び単元株制度の採用)

平成25年1月11日開催の取締役会決議に基づき、株式分割及び単元株制度の採用を以下のとおり行っております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成19年11月27日付で全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1株を100株に分割するとともに1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用するものであります。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

(2) 株式分割の概要

平成25年2月12日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割しております。

(3) 新株予約権の調整

この株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式の数と1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

	変更前		変更後	
	株式数	行使価額	株式数	行使価額
第2回新株予約権	1,200株	10,000円	120,000株	100円
第3回新株予約権	200株	10,000円	20,000株	100円
第4回新株予約権	700株	10,000円	70,000株	100円
第5回新株予約権	26,000株	8,500円	2,600,000株	85円

(4) 単元株制度の採用

1 単元の株式数を100株としております。

(5) 株式分割及び単元株制度の採用の時期

平成25年2月13日に効力が発生しております。

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目と金額との関係

	当第3四半期累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金	1,015,177千円
現金及び現金同等物	1,015,177千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年11月13日付けでNovartis Pharma AG（スイスノバルティス社）から第三者割当増資による払込みを受けました。この結果、当第3四半期累計期間において資本金が299,000千円及び資本準備金が298,282千円増加しております。また、当第3四半期会計期間末において資本金が407,750千円、資本準備金が404,032千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、アライアンス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	12.18円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	133,607
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	133,607
普通株式の期中平均株式数(株)	10,967,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 当社は、平成25年1月11日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年2月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】（平成24年6月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	135,065	29,611	—	164,677	59,691	39,233	104,985
有形固定資産計	135,065	29,611	—	164,677	59,691	39,233	104,985
無形固定資産							
特許権	14,122	—	—	14,122	14,122	2,320	—
無形固定資産計	14,122	—	—	14,122	14,122	2,320	—

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	バイオラッドPHarosFX	4,781千円
	高速液体クロマトグラフシステム	12,000千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
役員賞与引当金	5,000	—	5,000	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (平成24年6月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	244
預金	
普通預金	228,983
合計	229,227

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Bristol-Myers Squibb Company (米国プリストル・マイヤーズスクイブ社)	39,155
合計	39,155

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
71,258	161,665	193,769	39,155	83.2	125.0

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 繰延税金資産

繰延税金資産の内容については、第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (税効果会計関係) に記載しております。

④ 買掛金

相手先	金額(千円)
理科研株式会社	1,359
ナカライテスク株式会社	583
株式会社十籐合成化学研究所	231
日京テクノス株式会社	114
オペロンバイオテクノロジー株式会社	87
その他	0
合計	2,376

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

⑤ 未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	25,466
未払住民税	5,398
未払事業税	6,921
合計	37,787

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.peptidream.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移 動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
平成22年 7月9日	—	—	—	菅 裕明	東京都 文京区	特別利害関係 者等(当社取 締役、大株主 上位10名)	4,000	2,000,000 (500) (注)4	新株予約権の 権利行使
平成22年 7月12日	—	—	—	窪田 規一	東京都 目黒区	特別利害関係 者等(当社代 表取締役社長、大株主上 位10名)	4,000	2,000,000 (500) (注)4	新株予約権の 権利行使
平成22年 7月23日	—	—	—	リード・ パトリック	東京都 杉並区	特別利害関係 者等(当社常 務取締役、大株主上位10 名)	1,500	750,000 (500) (注)4	新株予約権の 権利行使
平成23年 5月20日	—	—	—	村上 裕	東京都 世田谷区	特別利害関係 者等(当社監 査役、大株主 上位10名)	1,500	750,000 (500) (注)4	新株予約権の 権利行使

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成22年7月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的關係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的關係会社
4. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 平成25年1月11日開催の取締役会決議により、平成25年2月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記株数及び単価は分割前で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	株式
発行年月日	平成23年6月1日	平成24年11月13日
種類	新株予約権の付与	普通株式
発行数	普通株式 26,000株	普通株式 5,263株
発行価格	1株につき8,618円 (注)2	1株につき113,487円 (注)3
資本組入額	4,309円	56,812円
発行価額の総額	224,068,000円	597,282,081円
資本組入額の総額	112,034,000円	299,000,000円
発行方法	平成23年4月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	(注)4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成24年6月30日であります。
2. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、ブラック・ショールズモデルの応用を中心にモンテカルロ・シミュレーションを補助的に用いたDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 3. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式(以下、「割当株式」という。)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき8,500円
行使期間	平成23年6月1日から 平成33年5月31日まで
行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の役員、顧問、従業員、経営陣として株主総会にて承認された者の地位であることを要する。ただし、それらの地位を失った場合であっても当社の取締役会が本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りでない。 ② 各本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対して、本新株予約権の全部又は一部につき譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。

6. 平成25年2月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますが、上記株数及び金額は株式分割前の株数及び単価で記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
窪田 規一	東京都 目黒区	会社役員	8,000	68,000,000 (8,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役社長)
菅 裕明	東京都 文京区	会社役員	8,000	68,000,000 (8,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社取締役)
リード・パトリック	東京都 杉並区	会社役員	8,000	68,000,000 (8,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社常務取締役)
村上 裕	東京都 世田谷区	会社役員	1,500	12,750,000 (8,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社監査役)
金野 栄太郎	群馬県 高崎市	公認会計士	500	4,250,000 (8,500)	顧問税理士

(注) 平成25年2月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますが、上記の割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Novartis Pharma AG (スイ スノバルティス社) CEO Joseph Jimenez 資本金 1,001 百万ドル	スイス国 バーゼル市	医薬品 製造業	5,263	597,282,081 (113,487)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成25年2月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますが、上記の割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
窪田 規一 (注)1、2	東京都目黒区	2,600,000 (800,000)	18.52 (5.70)
菅 裕明 (注)1、3	東京都文京区	2,200,000 (800,000)	15.67 (5.70)
リード・パトリック (注)1、3	東京都杉並区	1,750,000 (800,000)	12.47 (5.70)
内田 栄太郎 (注)1	東京都大田区	1,400,000	9.97
村上 裕 (注)1、4	東京都世田谷区	1,100,000 (150,000)	7.84 (1.07)
ユーテック一号投資事業有限責任組 合 (注)1	東京都文京区本郷七丁目3番1号 産学連携プラザ4F	666,700	4.75
Novartis Pharma AG (スイスノバ ルティス社) (注)1	POBOX CH-4002 BASEL SWITZERLAND	526,300	3.75
金子 周一 (注)1	石川県金沢市	500,000	3.56
陣内 秀昭 (注)1	熊本県熊本市中央区	500,000	3.56
住商ファーマインターナショナル (株) (注)1	東京都中央区晴海一丁目8番12号	333,300	2.37
中島 喜一郎	兵庫県神戸市灘区	300,000	2.14
内田 江里	東京都大田区	300,000	2.14
金野 栄太郎	群馬県高崎市	250,000 (50,000)	1.78 (0.36)
菅 満利子 (注)5	岡山県岡山市北区	200,000	1.42
原田 英樹	岡山県岡山市北区	200,000	1.42
国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号	120,000 (120,000)	0.85 (0.85)
窪田 有花 (注)5	東京都目黒区	100,000	0.71
村上 忠義 (注)5	香川県観音寺市	100,000	0.71
内田 俊太郎	東京都大田区	100,000	0.71
内田 遥平	東京都大田区	100,000	0.71
Lynne Carpenter (注)5	米国バーモント州	100,000	0.71
Thommy Jenkins	米国ハワイ州	100,000	0.71
Amy Jenkins (注)5	米国ハワイ州	100,000	0.71
貴船 大	群馬県高崎市	100,000	0.71
笹岡 三千雄 (注)4	徳島県板野郡松茂町	100,000	0.71
五十嵐 潤	徳島県板野郡北島町	100,000	0.71
佐々木 亨 (注)6	東京都町田市	50,000 (50,000)	0.36 (0.36)
Robert Kneller	東京都目黒区	20,000 (20,000)	0.14 (0.14)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
State University of New York	1576 Sweet Home Road Amherst, NY 14228 U. S. A.	20,000 (20,000)	0.14 (0.14)
計	—	14,036,300 (2,810,000)	100.00 (20.02)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等 (当社取締役)
4. 特別利害関係者等 (当社監査役)
5. 特別利害関係者等 (当社役員の子親等内の血族)
6. 当社従業員
7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月 1日

ペプチドリーム株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているペプチドリーム株式会社の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ペプチドリーム株式会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月 1日

ペプチドリーム株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているペプチドリーム株式会社の平成23年7月1日から平成24年6月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ペプチドリーム株式会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月1日

ペプチドリーム株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているペプチドリーム株式会社の平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第7期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年7月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ペプチドリーム株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

